

平成26年第7回

置戸町議会定例会会議録

平成26年9月16日開会

平成26年9月17日閉会

置戸町議会

平成26年第7回置戸町議会定例会（第1号）

平成26年9月16日（火曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第43号 置戸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第44号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 6 議案第45号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第46号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第47号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第48号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第10 同意第 5号 置戸町教育委員会委員の任命について
- 日程第11 認定第 1号 平成25年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第 2号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第 3号 平成25年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第 4号 平成25年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第 5号 平成25年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第 6号 平成25年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第 7号 平成25年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 報告第13号 平成25年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について
- 日程第19 報告第14号 置戸町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について
- 日程第20 報告第15号 平成25年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について
- 日程第21 報告第16号 例月出納検査の結果報告について
- 日程第22 議員定数に関する特別委員会の審査報告について

○会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

(諸般の報告)

日程第 2 会期の決定

日程第 3 行政報告

日程第 4 議案第 4 3 号 置戸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 4 4 号 平成 2 6 年度置戸町一般会計補正予算 (第 4 号)

日程第 6 議案第 4 5 号 平成 2 6 年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 7 議案第 4 6 号 平成 2 6 年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 8 議案第 4 7 号 平成 2 6 年度置戸町下水道特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 9 議案第 4 8 号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について

日程第 1 0 同意第 5 号 置戸町教育委員会委員の任命について

日程第 1 1 認定第 1 号 平成 2 5 年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 2 認定第 2 号 平成 2 5 年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 3 認定第 3 号 平成 2 5 年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 4 認定第 4 号 平成 2 5 年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 5 認定第 5 号 平成 2 5 年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 6 認定第 6 号 平成 2 5 年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 7 認定第 7 号 平成 2 5 年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 8 報告第 1 3 号 平成 2 5 年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について

日程第 1 9 報告第 1 4 号 置戸町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について

日程第 2 0 報告第 1 5 号 平成 2 5 年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について

日程第 2 1 報告第 1 6 号 例月出納検査の結果報告について

日程第 2 2 議員定数に関する特別委員会の審査報告について

○出席議員 (10名)

1 番 嘉 藤 均 議員

2 番 小 林 満 議員

3 番 高 谷 勲 議員

4 番 岩 藤 孝 一 議員

5 番 細 川 昭 夫 議員

6 番 石 井 伸 二 議員

7 番 竹 内 雅 俊 議員

8 番 阿 部 光 久 議員

9番 佐藤 勇治 議員

10番 佐藤 純一 議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上久男	副町長	和田薫
会計管理者	鎌田満	町づくり企画課長	栗生貞幸
総務課長	中村啓二	総務課参与	村松登喜男
町民生活課長	田中英規	産業振興課長	坂口博昭
施設整備課長	菅野博敏	地域福祉センター所長	鈴木正美
施設整備課技監	高橋一史	町づくり企画課財政係長	小島敦志

〈教育委員会部局〉

教育長	平野毅	学校教育課長	蓑島賢治
社会教育課長	今西輝代教	森林工芸館長	五十嵐勝昭
生涯学習情報センター次長	佐藤百合子		

〈農業委員会部局〉

事務局長 坂口博昭（兼）

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 中村啓二（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	早坂豊	主事	長尾俊輔
臨時事務職員	中田美紀		

◎開会宣言

○佐藤議長 ただいまから、平成26年第7回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、9番 佐藤勇治議員及び1番 嘉藤均議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

- ・ 議案第43号から議案第48号。
- ・ 同意第5号。
- ・ 認定第1号から認定第7号。
- ・ 報告第13号。

今期定例会に議会から提出された事件は、次のとおりです。

- ・ 報告第14号。
- ・ 議員定数に関する特別委員会審査報告書。

今期定例会までに受理した教育委員会委員長からの報告は、次のとおりです。

- ・ 報告第15号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は、次のとおりです。

- ・ 報告第16号。

今期定例会に、議案等説明のために出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配布した名簿のとおりです。なお、名簿中、総務課主幹は他用務のため本日は欠席となります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 次に、一部事務組合の会議について組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会、3番 高谷勲議員。

○3番 高谷議員〔登壇〕 北見地区消防組合議会の結果報告を行います。

去る7月10日招集の平成26年度第2回臨時北見地区消防組合議会の結果につきまして、その概要を報告いたします。本議会に提案された事件は議案第1号 平成26年度北見地区消防組合一般会計補正予算についてないし議案第3号 財産取得について及び報告第1号 専決処分について

てまでの都合 4 件であります。

はじめに会議録署名議員の指名を行い、会期を 7 月 10 日の 1 日間と決定いたしました。次に、議案第 1 号 北見地区消防組合一般会計補正予算についてないし議案第 3 号 財産取得について及び報告第 1 号 専決処分についてまでの都合 4 件について桜田管理者より一括提案理由の説明がなされ、その後質疑、討論、採決を行い、いずれも原案のとおり可決承認され閉会いたしました。

最後に、平成 26 年度北見地区消防組合行政視察について報告いたします。視察日程につきましては、平成 26 年 7 月 16 日から 18 日までの 2 泊 3 日間であります。視察場所につきましては、帯広市、札幌市、苫小牧市、江別市の 4 市であります。なお、本会議審査の内容および行政記録につきましては、お手元に配布の資料のとおりです。

以上で、北見地区消防組合議会の結果報告といたします。

平成 26 年 9 月 16 日 報告者 高谷 勲。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○佐藤議長 日程第 2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から 9 月 19 日までの 4 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 9 月 19 日までの 4 日間に決定しました。

◎日程第 3 行政報告

○佐藤議長 日程第 3 町長から行政報告の申し出があります。

発言を許可します。

町長。

○井上町長〔登壇〕 行政報告を 2 点申し上げます。

はじめに 9 月 1 日現在の農作物の作況について申し上げます。本年の気象状況及び農作物の生育状況についてであります。今年は 4 月 4 日の降雪など 4 月上旬の平均気温は上がりず融雪が遅れました。しかし、4 月下旬以降は天候も回復して平均気温も高く推移したことにより、各作物とも植え付け作業は順調に進みました。5 月から 6 月中旬は高めの気温に加え、雨が少なかったこともあり干ばつ傾向になりましたが、植え付け作業は順調に進み、適期の播種ができたことにより、農作物全体の生育は順調に進んだところであります。

それでは 9 月 1 日現在の農作物の生育概況についてはお手元に資料をお配りしておりますが、その概要について申し上げます。最初に秋まき小麦ですが、融雪の遅れにより起生期は 4 月 20 日と平年より 10 日ほど遅くなりましたが、4 月下旬から好天に恵まれて、穂の出る時期は平年並みに回復しました。6 月には平均気温が高く推移したため、その後の生育はさらに進み、穂が出た後から成熟期

までの登熟日数は46日と平年並みを確保することができました。昨年秋の適期・適量は播種ができたことにより後半型の追肥等による茎数のコントロールができたため、収量は10アール当たり549kgで、製品としての歩留まりは90%程度の見込みで収量品質ともに良好となっております。なお、収穫作業は例年よりやや早く8月3日に終了しております。

春まき小麦は輪作体系を確保するための作物として本格的に作付面積が増えてきたところであります。播種期は4月4日の降雪により4月26日とやや遅れましたが、その後の好天により止葉期は平年よりやや早く進みました。適期の播種を終えたことから収量は10アール当たり521kgで、製品としての歩留まりは収穫期の降雨により穂発芽が発生したため、約70%程度となる見込みとなっております。

ばれいしょは4月下旬からの好天により植え付け作業は順調に進み、植付期は5月3日と平年より大きく早まりました。その後は雨の少ない状態もありましたが、平均気温が高く推移したため、萌芽期、開花期の生育は順調に進みました。植え付け作業の早まりで初期育成が確保されたことから、肥大は良好で収量も平年並みの見込みとなっておりますが、ほ場によつての格差も見受けられております。

次に、てんさいについて申し上げます。まず、移植栽培であります。育苗は平年並みに行われました。移植作業は好天に恵まれて平年より5日ほど早まりましたが、4月29日の低温により一部のほ場では再移植が必要となりました。その後は平均気温が高く推移したため、根周も35.3cmと順調に進んでおります。資料は次のページになりますが、直播栽培では播種作業は好天に恵まれ、平年より1週間ほど早まりました。その後の雨不足の影響により生育不足も懸念されましたが、8月以降の降雨により順調に生育し、根周は28.7cmと回復しております。病虫害につきましては8月下旬からかっぱん病の発生が見られるほか、ヨトウガの発生も多く見受けられる状況となっております。

高級菜豆であります。播種期は5月24日と平年よりやや早く進みました。出芽期は6月6日、開花期は7月11日と生育は順調に進みました。開花後の8月は順調に着莢し、莢数の状況などから今年は平年並みの収量が見込まれております。

たまねぎは播種作業が順調に進み、平年より1週間程度早まりました。また、移植作業も好天に恵まれて順調に進み、平年より1週間ほど早く終了しました。その後の生育は雨が少なく生育不良が懸念されましたが、極早生の品種については減収をみたものの、早生以降の品種については順調に生育しており、収量も平年並みの見込みであります。

牧草であります。1番草は融雪の遅れにより萌芽期はやや遅れましたが、その後は天候回復により平年並の生育となりました。収穫作業については好天に恵まれ順調に終了いたしました。2番草は雨が少なかった7月ではやや遅れましたが、8月以降の降雨により平年並みに回復いたしました。収穫作業は8月18日から始まりましたが、降雨の影響により若干遅れております。

最後に飼料用とうもろこしであります。播種作業は好天に恵まれて平年よりやや早まりましたが、発芽時期は雨が少ない影響で平年並みとなりました。その後の生育は順調に進み、平年より3日ほど早く推移しております。稈長は7.6cmとやや短い傾向にはありますが、収穫は平年並みが見込まれております。

以上を申し上げ、農作物の作況報告といたします。

2点目は、置戸町内における国及び北海道の直轄事業についてであります。一部未発注、未着工のものもありますが、今年度の事業について申し上げます。国の直轄事業については網走開発建設部が所管しているところでありますが、一般国道242号の道路維持補修工事、置戸トンネル補修工事など道路関係の工事といたしまして7件、9,972万8,000円。河川関係の工事では常呂川河川管理施設補修など2件、3,745万2,000円。合わせまして9件、1億3,718万円で工事が進められております。

次に、北海道関係であります。オホーツク総合振興局の網走建設管理部所管の事業につきましては、本別留辺蘂線の道路舗装工事など4件、1億7,555万4,000円で工事が進められております。河川関係ではオンネアンズ川砂防工事1件、200万円の予定となっております。道路・河川合わせて5件、1億7,755万4,000円で工事が進められております。

次に、資料の3ページのオホーツク総合振興局林務課所管事業につきましては、林道工事の訓子府川線と治山工事の2件、6,931万2,000円で工事が進められております。

次に、資料4ページの中部耕地出張所の工事につきましては、釧北牧場分として平成22年度から実施されております。道営草地整備事業の隔障物整備、有刺鉄線であります。この整備と草地整備改良及び春日地区農道整備特別対策事業としてボーリング調査、用地測量など農業関係の工事で5件、7,002万5,600円で工事が進められております。

以上、国及び北海道の直轄工事は総合計で21件、金額は4億5,400万円で工事が進められております。なお、昨年度は23件、総額6億6,900万円でありましたので、事業費ベースで前年度対比35%の減額となっております。以上、申し上げます。行政報告といたします。

○佐藤議長 町長の行政報告に対して質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで行政報告を終わります。

◎日程第 4 議案第43号 置戸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例から

◎日程第 9 議案第48号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてまで

————— 6件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第4 議案第43号 置戸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例から日程第9 議案第48号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてまでの6件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第４３号は、置戸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例であります。議案の内容につきましては町民生活課長よりご説明を申し上げます。また、議案第４８号につきましては北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてであります。議案の内容につきましては総務課長よりご説明を申し上げます。この間のそれぞれの議案につきましては、それぞれ担当課長より議案の内容についての説明をさせます。

〈議案第４３号 置戸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 まず、議案第４３号 置戸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○田中町民生活課長 議案第４３号 置戸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。置戸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。平成１６年条例第２１号の一部を次のように改正する。

置戸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策支援法等の一部を改正する法律の公布に伴い、母子及び寡婦福祉法が改正されたことから、関係する規定を改めるものでございます。

条例の改正内容につきましては、別冊の議案第４３号説明資料 置戸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表でご説明いたしますので、説明資料をご覧ください。新旧対照表は右側が現行、左側が改正案です。改正箇所につきましてはアンダーラインで示しております。

それでは、改正内容についてご説明いたします。第２条第２項第１号は母子及び寡婦福祉法の改正に伴い、条項中法律の名称を変更するもので、法律を引用し、母子及び寡婦福祉法を母子及び父子並びに寡婦福祉法に改めるものでございます。

次の第２号の改正につきましては、ひとり親家庭等の父、すなわち父子家庭の定義を明確にするもので、改正前は、父子家庭であってひとり親家庭等の母に準ずる男子をいうとしていましたが、改正後においては母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条第２項に規定する配偶者のない男子であって、生活保護法による保護を受けていない者のうち、前号ア又はイのいずれかに該当する者であることと、父子家庭の規定を整備するものでございます。なお、前号アとは１８歳に達した日の属する年度の末日までにある者を扶養又は監護している者。イとは１８歳に達した日の属する年度の末日の翌日から２０歳に達した日の属する月の末日までの間にある者を扶養している者と、前号母の規定を適用するものでございます。

議案にお戻りください。

附 則

この条例は平成２６年１０月１日から施行する。

以上で議案第43号の説明を終わります。

〈議案第44号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第4号）〉

○佐藤議長 次に、議案第44号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第4号）。

町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 議案第44号について説明をいたします。

議案第44号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第4号）。

平成26年度の置戸町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,101万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6,877万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条 歳入歳出予算の補正について説明いたしますので、別冊の平成26年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第4号）の6ページ、7ページをお開きください。歳出から説明いたします。

（以下、記載省略。平成26年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第4号）、別添のとおり）

〈議案第45号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）〉

○佐藤議長 次に、議案第45号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

町民生活課長。

○田中町民生活課長 議案第45号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

平成26年度置戸町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ229万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,587万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条 歳入歳出予算補正について別冊の置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書（第2号）、歳出より説明いたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開きください。

（以下、記載省略。置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書（第2号）、別添のとおり）

○佐藤議長 しばらく休憩します。11時から再開いたします。

休憩 10時38分

再開 11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。議案の説明を続けます。

〈議案第46号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）〉

○佐藤議長 次に、議案第46号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第46号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

平成26年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

平成26年度置戸町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ287万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,047万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、別冊の平成26年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第1号）により説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。

（以下、記載省略。平成26年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第1号）、別添のとおり）

〈議案第47号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）〉

○佐藤議長 次に、議案第47号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）。

施設整備課長。

○菅野施設整備課長 議案第47号の説明をいたします。

議案第47号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）。

平成26年度置戸町の下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,800万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、後ほど別冊の平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書（第1号）で説明いたします。

第2表 地方債補正について説明いたしますので2ページをお開きください。

第2表 地方債補正。今回の地方債の補正は後ほど歳入予算で説明いたしますが、特定環境保全公共下水道事業に関わる地方債の補正です。限度額は2,500万円としておりましたが、事業執行による事業費の増額に伴い450万円を増額して2,950万円に変更いたします。なお、起債の方法、利率、償還方法の変更はありません。

続いて第1条の歳入歳出予算の補正について説明いたしますので、別冊の平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書（第1号）の4ページ、5ページをお開きください。下段の歳出か

ら説明いたします。

(以下、記載省略。平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書(第1号)、別添のとおり)

〈議案第48号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について〉

○佐藤議長 次に、議案第48号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

総務課長。

○中村総務課長 議案第48号についてご説明申し上げます。

北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、総務大臣の許可の日から北海道市町村職員退職手当組合に根室北部廃棄物処理広域連合が加入することから、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約。

今回の規約変更につきましては、根室北部廃棄物処理広域連合が平成27年4月1日付で当組合に新たに加えることに伴い、北海道市町村職員退職手当組合規約別表を変更する必要が生じ、規約の変更には構成市町村議会の議決が必要となることから提案するものでございます。

改正内容につきましては、別紙資料となりますけれども、議案第48号説明資料 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約新旧対照表で説明いたしますのでご覧願いたいと思います。

別表(根室)の項中、中標津町他2町葬斎組合を中標津町他2町葬斎組合 根室北部廃棄物処理広域連合に改めるものでございます。

本議案にお戻りください。

附 則

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で議案第48号の説明を終わります。

○佐藤議長 これで議案第43号から議案第48号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第10 同意第5号 置戸町教育委員会委員の任命について

○佐藤議長 日程第10 同意第5号 置戸町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました同意第5号は、置戸町教育委員会委員の任命についてでございます。本町教育委員会委員 柏原勝氏は、平成26年9月30日付をもって任期満了となるので、後任に次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により

議会の同意を求めるものでございます。

後任の方であります、住所は置戸町……。氏名は柏原勝氏でございます。生年月日……。現在満52歳でございます。

(柏原勝氏の経歴省略)

この間の主な公職歴等について若干申し上げたいと存じます。昭和57年から置戸町青少年問題協議会委員、あるいは置戸町の行政改革推進委員会委員また置戸町の農業委員会委員等を務められています。平成22年10月1日から置戸町教育委員会の委員に就任をしていただきまして、この9月30日をもって1期目の任期を終えるということになります。同意につきましてよろしくお願いを申し上げ、提案とさせていただきます。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論は置戸町議会運用例により省略します。

これから同意第5号 置戸町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、同意第5号 置戸町教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第11 認定第1号 平成25年度置戸町一般会計歳入歳出
決算の認定についてから

◎日程第17 認定第7号 平成25年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまで

————— 7件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第11 認定第1号 平成25年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから
認定第7号 平成25年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括議題
とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました認定第1号は、平成25年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。また、認定第7号は平成25年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。この間の特別会計等の認定につきまして、それぞれ内容につきましては町づくり企画課長より説明を申し上げます。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 認定第1号について説明いたします。決算の認定の説明に入ります前に各会計に共通する経過と提出いたしました資料につきまして説明をいたします。平成25年度の各会計決算につきましては、6月23日会計管理者より提出があり、内容を精査の上、関係書類を添えて8月1日監査委員の審査に付したところでございます。8月28日、監査委員より審査意見書が提出されましたので、地方自治法第233条第3項の規定により今定例会に提案し、議会の認定に付するものでございます。

次にお配りいたしました資料ですが、黄色い表紙のものは平成25年度置戸町一般会計・特別会計決算書であります。政令で定める付帯資料として、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、187ページからは財産に関する調書、301ページからは基金運用調書を添付しております。

このほか別冊で、法に定める資料として各会計決算に係る重要な施策の成果に関する説明書、監査委員の審査意見書。参考資料として薄緑色の表紙の平成25年度一般会計・特別会計決算に関する説明資料及び事務報告書を添付しております。

〈認定第1号 平成25年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について〉

○栗生町づくり企画課長 それでは認定第1号 平成25年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

一般会計・特別会計の決算状況を会計ごとの実質収支に関する調書で説明をしますので、黄色の表紙の平成25年度置戸町一般会計特別会計決算書、86ページをお開きください。一般会計実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額50億2,412万8,000円。歳出総額46億2,766万7,000円。歳入歳出差引額は3億9,646万1,000円となります。翌年度へ繰り越すべき繰越額の2億7,780万4,000円を差し引いて、実質収支額は1億1,865万7,000円となります。実質収支のうち地方自治法233条の2の規定による基金繰入金は8,000万円とし、減債基金に積み立てをいたしました。残りました3,865万7,000円は平成26年度に繰り越しをいたしました。以上で認定第1号の説明を終わります。

〈認定第2号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○栗生町づくり企画課長 続きまして認定第2号について説明いたしますので、決算書の112ページをお開きください。

認定第2号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

国民健康保険特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額5億1,852万1,000円、歳出総額4億9,823万8,000円、歳入歳出差引額は2,028万3,000円となります。翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は2,028万3,000円となります。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は1,100万円とし、国民健康保険特別会計財政調整基金に積み立てました。残りました928万3,000円は平成26年度に繰り越しをいたしました。以上で認定第2号の説明を終わります。

〈認定第3号 平成25年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○栗生町づくり企画課長 続きまして認定第3号について説明いたしますので、決算書の124ページをお開きください。

認定第3号 平成25年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

後期高齢者医療特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額5,067万2,000円、歳出総額5,065万8,000円、歳入歳出差引額は1万4,000円となります。翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は1万4,000円となり平成26年度に繰り越しをいたしました。以上で認定第3号の説明を終わります。

〈認定第4号 平成25年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○栗生町づくり企画課長 続きまして認定第4号について説明いたしますので、146ページをお開きください。

認定第4号 平成25年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

介護保険事業特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額3億429万7,000円、歳出総額3億319万6,000円、歳入歳出差引額は101万1,000円となります。翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は110万5,000円となります。実質収支額のうち地方自治法第333条の2の規定による基金繰入額は全額の110万1,000円とし、介護給付費準備基金に積み立ていたしました。以上で認定第4号の説明を終わります。

〈認定第5号 平成25年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○栗生町づくり企画課長 続きまして認定第5号について説明いたしますので、158ページをお開きください。

認定第5号 平成25年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

介護サービス事業特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額並びに歳出総額はいずれも1,074万3,000円となり、歳入歳出差引額及び実質収支額は0円となります。以上で認定第5号の説明を終わります。

〈認定第6号 平成25年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○栗生町づくり企画課長 続きまして認定第6号について説明いたしますので、172ページをお開きください。

認定第6号 平成25年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

簡易水道特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額4億6,469万7,000円、歳出総額4億6,467万9,000円、歳入歳出差引額は1万8,000円となります。翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は1万8,000円となり平成26年度に繰り越しをいたしました。以上で認定第6号の説明を終わります。

〈認定第7号 平成25年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○栗生町づくり企画課長 続きまして認定第7号について説明いたしますので、186ページをお開きください。

認定第7号 平成25年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

下水道特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額2億319万8,000円、歳出総額2億310万6,000円、歳入歳出差引額は9万2,000円となります。翌年度に繰り越すべき財源、自己繰越額の7万8,000円を差し引いて、実質収支は1万4,000円となり、平成26年度に繰り越しました。以上で認定第1号から第7号までの説明を終わります。

○佐藤議長 これから認定第1号から認定第7号までの質疑を行います。

議案の順序で行います。

まず、認定第1号 平成25年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

認定第2号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

認定第3号 平成25年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

認定第4号 平成25年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

認定第5号 平成25年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

認定第6号 平成25年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

認定第7号 平成25年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで質疑を終わります。

お諮りします。

認定第1号 平成25年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第7号 平成25年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件については、いずれも置戸町議会委員会条例第4条の規定によって、4人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成25年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第7号 平成25年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件については、いずれも4人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、置戸町議会委員会条例第6条の規定によって、6番 石井伸二議員、7番 竹内雅俊議員、8番 阿部光久議員、9番 佐藤勇治議員、以上4人の議員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4人の議員を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ただいま選任されました決算審査特別委員会委員に申し上げます。本日の会議終了後、議員控室において、第1回決算審査特別委員会を開催し、委員長の互選を行うよう置戸町議会委員会条例第8条第1項の規定により、口頭をもって通知します。

◎日程第18 報告第13号 平成25年度置戸町財政健全化及び 経営健全化の比率について

○佐藤議長 日程第18 報告第13号 平成25年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率についてを議題とします。

本案に対し報告を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました報告第13号は、平成25年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率についてでございます。内容につきましては、町づくり企画課長よりご報告いたします。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 報告第13号について説明いたします。

報告第13号 平成25年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について。

平成25年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、次のとおり報告をするものでございます。

地方公共団体の財政の健全化の法律に基づく報告となりますが、財政健全化の比率、経営健全化の比率、監査委員の平成25年度財政健全化及び経営健全化の審査意見について説明をいたします。

1の財政健全化の比率についてですが、平成25年度における健全化判断比率は実質赤字比率、連結赤字比率、将来負担比率についての数値はございません。実質公債費比率が7.5%となり、前年度より0.8ポイントの減少となりました。なお、自主的な財政再建計画などが義務付けられる早期

健全化基準はそれぞれの欄に記載のとおりです。

2の経営健全化の比率についてですが、簡易水道特別会計、下水道特別会計ともに資金不足比率の数値はありません。なお経営健全化計画を定めなければならないとされる経営健全化基準はそれぞれの欄に記載のとおりです。

3の平成25年度財政健全化及び経営健全化の審査意見につきましては、別紙のとおり審査意見書に記載されておりますが、いずれも是正改善を要する事項としての指摘事項はございませんでした。

以上で報告第13号の説明を終わります。

○佐藤議長 報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで報告済とします。

◎日程第19 報告第14号 置戸町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について

○佐藤議長 日程第19 報告第14号 置戸町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定についてを議とします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 町長から新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第6項の規定に基づき、お手元に配布のとおり、置戸町新型インフルエンザ等対策行動計画の提出がありました。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済とします。

◎日程第20 報告第15号 平成25年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について

○佐藤議長 日程第20 報告第15号 平成25年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告についてを議題とします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 教育委員会委員長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、お手元に配布のとおり、平成25年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告についての報告がありました。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済とします。

◎日程第21 報告第16号 例月出納検査の結果報告について

○佐藤議長 日程第２１ 報告第１６号 例月出納検査の結果報告について。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 監査委員が平成２６年５月３０日、６月３０日、７月３１日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配布のとおりの結果報告がありました。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済とします。

◎日程第２２ 議員定数に関する特別委員会の審査報告について

○佐藤議長 日程第２２ 議員定数に関する特別委員会の審査報告について。

特別委員会委員長の報告を求めます。

６番 石井伸二議員定数に関する特別委員会委員長。

○６番 石井特別委員会委員長〔登壇〕 議員定数に関する特別委員会審査報告についてであります、皆様に配布したお手元の報告書のとおりであります、内容について読み上げて報告をしたいというふうに思います。

議員定数に関する特別委員会審査報告書。

平成２６年３月１９日開会の第３回置戸町議会定例会において、閉会中の継続調査として本委員会に付託の審査事件については、このたび審査を終了したので置戸町議会会議規則第７５条の規定により次のとおり報告します。

記。

１．審査事件、議員定数に関する審査。

２．委員会設置の趣旨、平成２６年３月１９日開会の第３回置戸町議会定例会において、竹内雅俊議員外２名から議員定数の問題について審査するため、９人の委員からなる議員定数に関する特別委員会設置に関する決議が提出されました。

本町議会は、町の人口減少並びに行財政改革の必要性から平成９年に議員定数を２名削減して１４名とし、以後４年間の任期ごとに２名を削減し、平成２３年５月１日から平成２４年５月２７日までの１年間のみ９名となった期間を除いて、平成１９年から１０名で議会運営を行っています。

議員定数の問題は、地方自治法上で言う議会の使命や議員の責務に連結し、議会機能・運営に大きな影響を与えるものであり、任期中の検討課題と認識し、議員全員で構成する「議会活性化委員会」等においても議会報告会で出された意見や道内の他議会を参考に検討を重ねてきました。

前回の統一地方選挙にあつては、定員に満たない立候補者数だったことから、「まちづくり基本条例」で明示された議会や議員の役割、さらには開かれた議会の本旨を尊重することからも、過去、任期ごとの節目で設置されてきた「議員定数に関する特別委員会」を設け、現状の議会の検証を行い、議員自ら定数について審査することとしたものです。

委員会の開催状況であります、平成２６年３月１９日の第１回を皮切りに、平成２６年８月１８日、第７回の委員会の計７回の委員会を実施しております。その間、町内４地区において議員全員による議会懇談会を開催し、町民からいろいろな意見交換を行ったところであります。

審査結果につきましては、特別委員会設置決議の趣旨を十分に踏まえ、全委員が慎重に審議を重ねました。審査結果の意見調整後採決を行ったところ、全員一致による結論（決定）を得られなかったものの、議員定数については、委員長を除く8名の委員の採決の結果、5対3をもって現行の10名とすることを本委員会の決定といたしました。

審査の経過について申し上げます。

地方議会については地方分権の推進による行政体制の強化のもと、議会改革と活性化が求められる中、議員定数を削減する傾向が続いてきました。

今日、地域社会は情報化により激変する経済社会のもとで住民要求も多様化し、住民参加や行政対応のスピード化が求められています。そのような中で、議会が町民の期待と信頼に応えるには、議会が持つ使命と機能、つまり「具体的政策の最終決定」と「行財政運営の評価・批判と監視」ができるよう努力することが不可欠となっています。このことを確認し、議会の使命を果たすための議会の機能と運営の面から、現行の議員定数10名の検証を行い、委員会として議論したものであります。

議会の活性化が求められる今日、町民の多様な意見を反映させる「町民の意見を代表する機能」と「行政機関へのチェック機能」を果たすためには、10名が最低限との判断に至ったものであります。議員10名にはそれぞれ議員10名の民意を踏まえた意見があり、それを大切にして議会運営を行いたいという思いと、「10名の議員定数で議会機能の充実を図りながら、議員としての役割を今以上に果たす努力をする」との意思表示でもあります。

特に、議会の動向が見えず十分なチェック機能が働いているのか、活発な意見をもとにした政策の見直しや賛成反対の討論を行っているのかといった声に対しては、広報委員会や常任委員会のあり方、本会議での議論についても見直すことが必要と考えます。

今回は多数意見をもって委員会の結論としましたが、少数となった意見にも今後の議会運営に重要な示唆があることから、その意見も付記し、審査にあたっては当町の人口減少、少子高齢化の現状、議会懇談会等での町民の声、「まちづくり基本条例」の趣旨、さらに全道・管内の町村議会の動向も考慮した中で決定したことを付け加えておきます。

以上、調査の結果及び結果を申し上げます。7回の委員会を開催し、慎重な審査を進めてまいりました本委員会は、平成26年8月18日開催の委員会において本報告書の提出をもって審査の終了をすることに決定したことを申し添え、最後に議員となってまちづくりに参加する意欲ある町民が多くいることを期待して議会定数に関する特別委員会の報告を終わります。

○佐藤議長 委員長の報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで報告済とします。

○佐藤議長 お諮りします。

ただいま議員定数に関する特別委員会委員長から報告がありましたように、本審査報告書の提出をもって、議員定数の審査終了を委員会で決定した旨の報告がありました。

この際、議員定数に関する特別委員会を廃止することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、議員定数に関する特別委員会は廃止することに決定しました。

◎散会の議決

○佐藤議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

◎散会宣言

○佐藤議長 本日はこれで散会します。

散会 11時51分

平成26年第7回置戸町議会定例会（第2号）

平成26年9月17日（水曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第43号 置戸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第44号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 5 議案第45号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第46号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第47号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第48号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第 9 決議案第2号 事務検査に関する決議
- 日程第10 意見書案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第11 意見書案第5号 釧路地方裁判所北見支部における労働審判の実施を求める要望意見書
- 日程第12 意見書案第6号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める要望意見書
- 日程第13 意見書案第7号 憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認を行わないことを求める要望意見書
- 日程第14 意見書案第8号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める要望意見書
- 日程第15 意見書案第9号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた要望意見書
- 日程第16 意見書案第10号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第17 意見書案第11号 所得税法第56条の廃止を求める要望意見書
- 日程第18 意見書案第12号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める要望意見書
- 日程第19 意見書案第13号 希望する教職員全員の再任用と必要な交付税追加措置を国に求める要望意見書
- 日程第20 意見書案第14号 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める要望意見書
- 日程第21 意見書案第15号 「高校・大学教育の無償化」の前進を求める要望意見書

日程第 2 2

議員の派遣について

○会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

(諸般の報告)

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第 4 3 号 置戸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 4 4 号 平成 2 6 年度置戸町一般会計補正予算 (第 4 号)

日程第 5 議案第 4 5 号 平成 2 6 年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 6 議案第 4 6 号 平成 2 6 年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 7 議案第 4 7 号 平成 2 6 年度置戸町下水道特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 8 議案第 4 8 号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

日程第 9 決議案第 2 号 事務検査に関する決議

日程第 1 0 意見書案第 4 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書

日程第 1 1 意見書案第 5 号 釧路地方裁判所北見支部における労働審判の実施を求める要望意見書

日程第 1 2 意見書案第 6 号 「手話言語法 (仮称)」の制定を求める要望意見書

日程第 1 3 意見書案第 7 号 憲法解釈の変更による集团的自衛権行使容認を行わないことを求める要望意見書

日程第 1 4 意見書案第 8 号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める要望意見書

日程第 1 5 意見書案第 9 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、「3 0 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など 2 0 1 5 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた要望意見書

日程第 1 6 意見書案第 1 0 号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書

日程第 1 7 意見書案第 1 1 号 所得税法第 5 6 条の廃止を求める要望意見書

日程第 1 8 意見書案第 1 2 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める要望意見書

日程第 1 9 意見書案第 1 3 号 希望する教職員全員の再任用と必要な交付税追加措置を国に求める要望意見書

日程第 2 0 意見書案第 1 4 号 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める要望意見書

日程第 2 1 意見書案第 1 5 号 「高校・大学教育の無償化」の前進を求める要望意見書

日程第 2 2 議員の派遣について

○出席議員 (1 0 名)

1 番	嘉 藤	均	議員	2 番	小 林	満	議員
3 番	高 谷	勲	議員	4 番	岩 藤	孝 一	議員
5 番	細 川	昭 夫	議員	6 番	石 井	伸 二	議員
7 番	竹 内	雅 俊	議員	8 番	阿 部	光 久	議員
9 番	佐 藤	勇 治	議員	10 番	佐 藤	純 一	議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町 長 部 局〉

町 長	井 上 久 男	副 町 長	和 田 薫
会 計 管 理 者	鎌 田 満	町づくり企画課長	栗 生 貞 幸
総 務 課 長	中 村 啓 二	総 務 課 参 与	村 松 登 喜 男
町民生活課長	田 中 英 規	産 業 振 興 課 長	坂 口 博 昭
施設整備課長	菅 野 博 敏	地域福祉センター所長	鈴 木 正 美
施設整備課技監	高 橋 一 史	総 務 課 主 幹	高 木 恭 治
町づくり企画課財政係長	小 島 敦 志		

〈教育委員会部局〉

教 育 長	平 野 毅	学校教育課長	蓑 島 賢 治
社会教育課長	今 西 輝 代 教	森林工芸館長	五 十 嵐 勝 昭
生涯学習情報センター次長	佐 藤 百 合 子		

〈農業委員会部局〉

事 務 局 長 坂 口 博 昭（兼）

〈選挙管理委員会部局〉

事 務 局 長 中 村 啓 二（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事 務 局 長	早 坂 豊	主 事 長	尾 俊 輔
臨時事務職員	中 田 美 紀		

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、2番 小林満議員及び3番 高谷勲議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

9月16日に開催されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長にありましたので報告します。

決算審査特別委員会の委員長には佐藤勇治委員、副委員長には阿部光久委員が互選されました。その他の事項については、事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 本日議会から提出された事件は、次のとおりです。

- ・決議案第2号。
- ・意見書案第4号から意見書案第15号。
- ・議員の派遣について。

本日の説明員は前日の名簿のとおりです。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○佐藤議長 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

3番、高谷勲議員。

○3番 高谷議員〔一般質問席〕 通告にしたがいまして町長に伺います。

境野公民館の大規模改修について、町長は3月の定例議会において佐藤勇治議員の第5次総合計画の施策と財政運営の質問においてリニューアルということで答えておられます。第5次総合計画の平成27年から30年の事業の後期計画の策定の中で話されております。しかし第5次総合計画の中には境野公民館改修あるいは建て替えの計画はありません。

そこで町長に伺いますが、改めて後期事業のメニューとして改修あるいは建て替えを盛り込む必要があると思いますがいかがでしょうか。

現在の境野公民館は昭和５３年に山村地域農林漁業特別対策事業により、境野基幹集落センターとして建設されております。その後一部改修はありましたが、大きな改修をしないで現在に至っております。そのため各所に経年劣化による老朽化が目立つようになっております。そこで昨年の１２月の地域懇談会において老朽化による建て替えの要望が上がっております。境野公民館は事務所が中央にあり、何かにつけても使い勝手が悪く、特に葬儀の時にはホールと調理室が隣同士にあり、葬儀中に調理室の会話が聞こえるような状況にあります。構造的にも大変不便な状況にあります。この機会に建て替えも含めて総合計画の後期事業メニューに盛り込んではいかがでしょうか。町長のお考えを伺います。

併せて置戸消防団境野分団詰所の現在の位置について伺います。境野分団詰所は昭和５６年１１月に現在の境野公民館の裏手に旧石山商店隣より移転をしております。当時は鉄道もあり、境野駅や民家も現在より密集しており、十分なスペースを確保できない状況にありました。本年７月の議会懇談会の中において境野分団詰所の移転についての要望がありました。有事の際の消防の責務としていち早く現場に駆けつけ、火災の消火活動や災害の任務に当たる時に、現状では団員の車両の駐車スペースを確保できない状況にあります。また、冬季には隣接する境野公民館の屋根から落雪により全く駐車できない状況にあります。そこで境野公民館改修計画あるいは建て替えの計画に合わせて分団詰所の移転等も考慮に入れていただきたいとの要望であります。町長のお考えを伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 境野公民館の大規模改修計画についてのご質問であります。議員からいろいろな現状等についてお話がございました。そこで昨年の１２月開催の境野地区の地域懇談会、ここで初めてと断言していいと思うんですが、建て替えの要望をいただきました。その際にこの建て替えについていろいろな面においてハードルが高いということを申し上げました。現在の建物のことについて言えば、改修する方向で検討協議を進めたいと、そのように申し上げたというふうに思います。

境野公民館の現況であります。昭和５３年の１１月に開館いたしました。それから３６年が経過しているわけですが、ご承知のように構造は鉄骨造でありまして、法定の耐用年数ということ実は言われます。議員もご承知のように減価償却資産の耐用年数等において省令で定められているのでありますが、５０年であります。したがって、残存期間ということ言えば１４年ほど残っているということがございます。また、今日までトイレあるいは屋根、これらの改修、また暖房設備の改修、それから講堂の拡張、それぞれ規模の大小はありますけれども、随時改修を重ねてきたところであります。そういう中で地域の皆さん方に使っていただいているわけですが、置戸町におけるこうした公共施設についてであります。ご承知のように置戸中学校の校舎の耐震補強併せて大規模改修を始めとしたしまして、この他にスポーツセンターあるいは役場の庁舎、公営住宅、さらには橋梁などの長寿命化計画等の改修方針の下で財政負担の軽減あるいは速やかな事業遂行と言います。これらに努めているところであります。

このようなことから境野公民館においてはもちろん新築が一番望ましいわけですが、改修の方向で考えていくことが妥当だろうというふうに思っております。今後境野地区の皆さんと利用のあり方などについて意見交換を行いながら、使い勝手の良いものにしていきたいというふうに考えております。また、財源確保等を考えますと一定の時間が必要になりますので、平成２７年度から

の第5次の置戸町総合計画の後期の計画の中に事業として盛り込んでいきたいと、そのように考えております。

それから隣接する消防の境野分団詰所との関係であります。議員からお話がありましたまさに現実はその通りだというふうに思っております。駐車スペースが狭い、特に冬場は公民館の屋根から落ちてくる落雪の関係から、出勤時に不自由があるというお話もございます。しかし、公民館の駐車場が整備されておりますので、団員の皆さん方には少し走ってもらったり、歩いてもらったりというようなことがあるというふうに思います。こんなことを申し上げると火災は1分1秒を争うんだというふうに言われるんだということは十分承知しながらも、公民館の駐車場の活用に特段のご理解とご協力を賜りたいと、そのように思います。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員〔一般質問席〕 第5次総合計画後期メニューに盛り込むということで明言をいただきましたので、そのようにお願いをしたいというふうに思いますが、ちょっとお話をさせていただきましても、そもそも境野公民館なぜこのように建て替え要望、あるいは改修という要望はないんですが、建て替え要望というふうに言われたかという部分、今町長から答弁がございました。鉄骨構造で耐用年数的にもまだ14～15年あるよという話。昨年の懇談会の中でも答弁をしていただいているんですが、実はその前段で勝山公民館の小学校から公民館への移転という部分、境野の町民の皆さんの頭の中にあるということです。なおかつ、そういうところにありながらも移転に対して移転の時の担当からの説明の中で、勝山公民館のいわゆる経年劣化というか、長年の経過によって老朽化が激しいというような、そういう説明が一部あったように、そういうふうにちょっと頭の中に覚えているものですから、その部分非常に、そういう部分がありながらも境野公民館についてはまだ耐用年数があるというような言われ方をしたもんですから、境野住民としては非常にそれは感情的にあまり快く思っていないのではないかなというふうに思います。やっぱりそういう部分があるので、中途半端な改修を続けていくとさらに建て替えが先送りになるぞと、そういう懸念もあるので、あえて今までそういう改修に対する要望というのは出さないで来たということなんです。中途半端な改修をしないで、一気に効率の良い、使い勝手の良いコンパクトな、そういうところも含めて建て替えを要望していこうじゃないかという住民の声というふうに思います。

今町長の方から中学校の耐震化と大規模改修、それから今後控えていますスポーツセンター、役場も先日耐震の結果が示されまして、そう大きくは改修しなくてもだいたい耐震についてクリアできるぞということでありまして、それから公営住宅、町営住宅の建設、そして橋梁の部分のこれから長寿命化計画の中で、まず1号橋の改修計画が今出てきておりまして、これらすべてを長寿命化計画の中で先送りして、じゃあ20年後にこれらの施設がすべてがですね、一気に今度は改修じゃなくて建て替えと、そういうような状況にいった時にすべてを網羅してやれるのかどうかという懸念があるんですよ。やはり20年後の置戸町民にツケを回すということではなくて、少なくともそういう分散をしながら、例えば中学校なんかは当初の予定計画から見ると2億円近くも、もうちょっと出すと新築になったんじゃないかというくらい最終的にはかかっているという、そういう状況がありますので、仮に境野公民館の改修にどれだけかかるかちょっとわかりませんが、あの辺の人のどこから聞いたかわかりませんが、3億円もかかるんじゃないかという話があるとするならば、やはりもう

少し20年後、そういうことを考えながら改修計画あるいは建て替えの計画、その辺のバランスを考えていってはどうなのかなというふうに思いますので、再度町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 先程も申し上げましたけれども、新築に勝るものはないというふうに思います。しかし、単独でと言いましょか、自主財源だけで建設が可能であればそれは十分検討に値することであろうというふうに思います。しかし、健全財政だとはいっても、今言われております公共施設の建物等の改修ばかりじゃなくて、文字通りインフラと言われる簡易水道の統合の問題、また下水道の問題、これらとても現在仕事を進めているわけではありますが、合わせてやはり30億円を超えるような事業費を抱えているわけです。ですから、合わせて申し上げるならば国の方の大きな方針として、今いろいろな公共施設と言えるものについてできるだけ先に延長させて利用するようなことを考えましょうということ各市町村とも長寿命化計画というものを立てて、そして方針を立てて、それに基づいて少しでも寿命を延ばしてその公共施設を利用していくという方向であります。

したがいまして、国の方の補助制度もそうでありますけれども、簡単に受けられないという状況であります。それと先程も申し上げましたように、省令の中できちっと謳われている耐用年数という、これは避けられることではありません。14年、15年のまだ残存期間と言いましょか、それが残っているというのは明確なわけございまして、そんなことを考えますと15年待つのかという話にもなってくるわけであります。いろいろなものが集中して15年、20年後に耐用年数が切れるような状況が来るじゃないかと、その時にどうするんだというようなお話でありましたけれども、決して先延ばしという意味ではありません。今、現状の中で何を優先させて、より使いやすいものに変えていくのかという選択の、あるいは優先順位をどうするのかという、その議論だと思います。

境野公民館も勝山公民館もそうした意味では同じような時期に建てられましたので、同じような議論が出てきてもおかしくはないと思います。しかし、その地域の中で学校を再リニューアルをして公民館機能として、公民館の施設として可能かどうかという判断の中で勝山はそのことが可能だったということであります。しかし、同じように境野が可能かどうかということになると、それは地域の人たちも含めて、それは一緒にならないかと、境野は難しいなという誰もがそういう判断ができるほどの境野の校舎であろうというふうに思います。そうした中で境野公民館の改修の問題についていろいろご意見も地域の中であったんだろうというふうに思います。

私は率直に申し上げて言うならば、もう少し今総合計画の後期の中に反映させるというふうに申し上げます。しかし、これとても5年間あります。初年度の1年目ということもあるし、最後の5年目ということもあります。私から言えばもう少し地域の熱意というか、そういうものを感じさせるような気運と言いましょか、熱意と言いましょか、そんなものをもう少し期待したいなというふうに思います。何も要望書を持ってきてくださいという考え方は全くありません。なぜこんなことを申し上げるかと言いますと、改修をするにも一定程度の投資は必要になってきます。億単位だと思います。それだけ投資するわけありますから、出来上がった後の利用するのは境野地域の皆さん方です。その人たちが、自分たちがこれからこういうことで使っていくんだというものをやっぱりこの議会の議場の中もそうありますけれども、置戸の町全体の中でそういうことが感じられるような盛り上がりということを私は期待したいと思っています。後期の総合計画の部分で財源対策等を含めてで

きるだけ早い時期に手がけたいなというふうに思っています。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員〔一般質問席〕 町長の方からは後期計画のメニューに盛り込むというふうに明言をいただきましたので、あまりいろいろ申し上げましたけれども、その部分については期待申し上げたいなというふうに思います。今は住民の声ということもありましたけれども、今後住民とも十分よく協議をしながら、住民の要望、そういうものを盛り込みながら町長とは協議をさせていただくんだろうなというふうに思います。

今第5次の後期計画の中でも30億円というふうなお話がありましたので、これは佐藤議員とのやり取りの中で後期計画30億円を超えるような事業が盛り込まれているぞというような、そういう話もありましたので、それ以上に申し上げることができませんけれども、是非この中に盛り込んでいただいたということで早期のうちに改修が進むことを期待したいなというふうに思います。以上申し上げます。私の質問を終わります。

○佐藤議長 5番 細川昭夫議員。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 通告に従いまして町長に2点質問をいたします。

まず初めに、生活困窮者自立支援制度の準備と住民への周知についてお尋ねをいたします。厚生労働省は生活保護受給の手前の新たな安全網として、失業や病気などで困窮した人を支えるための生活困窮者自立支援制度を来年度から実施します。自治体の相談窓口専門委員を置き、困窮者に就労訓練や家賃補助などを行う。対象者は多重債務や引きこもり等、複雑な課題を抱えた人が多く、支援には福祉団体や企業との連絡が不可欠で、準備には時間がかかります。また、せっかくの制度も住民が知らなければ全く意味がありません。窓口となる置戸町の準備状況と住民への周知についてお尋ねをいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 生活困窮者自立支援法、この制度の準備と住民の周知についてということについてのご質問ですが、ご承知のようにこの法律は昨年の12月6日に国会で可決成立いたしました。したがって、来年の4月1日から施行されるということになっております。議員もご承知のように、この制度、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るために作られたわけですが、この生活困窮者に対しまして自立相談の支援事業の実施、これらを始めといたしまして住居確保給付金の支給あるいはその他の各種支援事業を行うものであります。

この事業の実施主体であります、福祉事務所設置の自治体となっておりますので、福祉事務所が設置されていない本町におきましては、北海道オホーツク総合振興局ということになりますが、ここが実施主体ということになります。本町の生活困窮者の今日までの対応でありますけれども、ご承知のように民生児童委員さんによる地域での日常活動あるいは定例会議の中での情報交換を通して早期発見あるいは把握に努めております。また、地域福祉センターでは社会福祉協議会の事務局を含めましてさまざまな相談に応じているわけでありまして、中には生活困窮者の相談から就労に結びつけた事例もあるわけですが、いずれにいたしましてもこの関係機関との連絡調整というのは日常的に行っているところであります。今後とも町民の最も身近な相談窓口としてこれまで以上に細やかな対応に努めてまいりたいと、このように思っております。

ご質問の自立支援制度の開始にあたっては、支援事業に適切につながるよう北海道との連携を密にしていきたいと、このように思っております。町民の周知につきましてご質問がありました。町の広報あるいは置戸タイムスの紙上等をお借りいたしまして、地元紙を中心にして周知を図っていききたいと、このように考えております。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 国はなんでこんなものを作ったのか。すでに私から言うまでもなく、ここ数年来の生活保護受給者がうなぎのぼりに増えてきていると、それを防ぐ意味での一手手前の事実支援と言うことであります。今町長の答弁があったように、福祉事務所がないわけですから、主体が道となれば余計その住民としてはせっかくできた制度の利用がなかなかうまくいかないのかなと、そんな気がしてなりません。人口の少ない置戸町で該当者が果たしてどれくらいいるかという、本当にしれた数かも知れませんが、窓口がセンターになると思うんですけども、今町長が言ったように民生委員の方々、主にどちらかというとやっぱりいよいよ困った生活困窮者に対しての手当なんかをしていると思いますので、なかなかその一手手前の人にまで届くのかどうか。こういう人たちはなかなか表に出にくいことが十分ありますので、往々にして窓口が冷たい対応にならないように、この趣旨を十分に理解した上で救いの手を差し伸べるということで、今から窓口に対しての勉強と言いますか、指示徹底をして住民に周知をさせることが必要かと思います。

消費税が上がってですね、住民税非課税世帯に対する特別給付金の問題、新聞等でみますとなかなか周知されていないと。3割程度ですよということもありますので、このことなんか余計周知されないのではないかと心配されますので、もう一回住民への周知あるいは窓口での対応について町長からもう一言お願いしたいと思いますが。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 窓口対応については議員がおっしゃったように、やはり優しく親切にということに極めて重要なことだろうというふうに思います。そうしたことを心がけて対応してくれているだろうというふうに思っております。それから、この事業のと言いましょ、制度の内容についての周知でありますけれども、まあこれはいろんな制度について、私どもとしては一生懸命理解していただくように努力しているつもりなんです、なかなかこの法律用語と言いましょ、制度の中で表現されている言葉というのはなかなかわかりやすいように表現するというのも、これもなかなか難しい面もありまして、対象になってくる人たちに十分内容が届かないというところもあるというふうに反省をしながらということではあります、あると思います。そうしたことができるだけ問題を残さないと言いましょ、せっかく対象になるのに手続きしないが故に対象になってこなかったと、受給が受けられなかったということがないようにいろんな方法を含めて対応していきたいと、このように思います。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 それでは次の質問に移ります。大雨による土砂災害の警報と発令安全対策について。過去に経験したことのない集中豪雨による土砂災害が日本列島各地で起こり、それが大きな被害をもたらし、尊い多くの人命も失われています。置戸町は昔から自然災害の少ないとの認識がありますが、1時間に50ミリ、100ミリを起すゲリラ的な集中豪雨に襲われると、町内

各地に被害が出る恐れがあります。特に人家が集中する国道バイパスの急斜面は不安に感じます。沢水が流れおちる場所も多く、土石流の危険が高いと思います。住民の安全確保のために次の４点についてお尋ねをします。

１ 点目は置戸町内に北海道が指定している土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域はあるのか。２つ目に土砂災害警戒情報には基準が設定されているのか。どれくらいの雨量でどのような危険があるかということです。３つ目には土砂災害警戒情報が北海道と気象庁から発表されたときの避難勧告発令の体制は整っているのか。４番目には土砂災害危険個所の基礎調査と防護壁の延長計画についてお尋ねをいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 大雨による土砂災害の警報発令と安全対策についてというご質問であります、初めに８月２０日に広島市、そして２４日に北海道の礼文町で発生しました土砂災害によりまして多くの尊い人命が失われました。亡くなられた方々あるいはご遺族に対し心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、１日も早い復旧を願うものであります。また、先週１１日にはご承知のように石狩、空知、胆振管内の３５の市町村に大雨特別警報が道内で初めてだというふうに思いますが、発令されました。このうち１２の市・町では９０万人に及ぶ避難勧告が出されており、局所的に大きな被害が相次いでいるというところであります。本町でも８月１０日から１１日にかけて台風１１号の影響を受けまして、市街地区で１００ミリほどの雨量を記録しまして、町道の一部で冠水あるいは路面の流出などの被害が発生いたしました。幸いにして大事には至りませんでしたけれども、なおこの被害のありました町道については既に復旧を終えたところであります。

そこでご質問の１点目ですが、本町における土砂災害警報区域あるいは土砂災害の特別警戒区域の指定状況であります、土石流の危険渓流として２８箇所、また急傾斜崩壊危険箇所として６箇所、合わせまして３４箇所が土砂災害の危険箇所ということになっております。そのうち土砂災害の警戒区域、また土砂災害の特別警戒区域に指定されているのは旧日進町内、現在の西町町内ですが、この旧日進町内に１箇所ございます。さらに西町のこの指定場所から心和町内、グループホームのはなおけとさんのほうにかけて緊急度の高い危険箇所というのが３箇所あることから、本年度中の指定に向けて北海道と協議を進めているところであります。

次に２つ目の土砂災害の警戒情報の基準ですが、大雨警報の発表の際に、４８時間あるいは３時間あたりの降水量を基礎として、土砂災害の危険性を示す数値であります土壌雨量指数による気象庁あるいは都道府県が共同で発表するということになっております。この指数は大雨の量による土壌中の水分量を予想し数値化したものであります。土の中の水分量を数値化したと言うものであります。避難勧告等の発令を行う際に、この数値というのが重要な判断基準となります。

それから３点目の避難勧告の発令を行う際の体制についてであります、本町における災害発生時の対応につきましてはご承知のように置戸町地域防災計画に定めている非常配備態勢、これによって行うことになります。気象警報の発表あるいは被害が発生した場合におきましては、町づくり企画課を中心に関係課と連携を取って情報収集あるいは災害状況の確認、また応急処置などに当たっているということであります。また、大雨警報に伴いまして、土砂災害警戒情報が発表された場合には、災害対策本部の設置も想定されますことから、全職員を招集した上で対応に当たるということにしてお

ります。近年は異常気象による災害が多発するという傾向にあることから、職員に対しても災害発生時の対応についていろいろと再確認を行っているところであります。

4 点目の土砂災害危険箇所の基礎調査と防護壁などの計画についてということですが、平成 5 年から 17 年までの間、北海道による予防治山事業として即成寺さんから置戸郵便局の裏までの間、378 メートルであります。落雪防護壁が設置をされました。引き続き北海道にこの治山事業の実施を要望しているわけですが、本年度から復旧治山事業として工事がスタートいたします。事業計画の期間は 5 年間ですが、工事の箇所は即成寺さんから上手の方に向かいまして 64 メートル工事が進められるようになります。また、置戸郵便局の裏手からはなおけとさんの付近までの予定で、その後ということになって、上手からの後ということになってはいかがでしょうかと思いますが、事業が進められていくということになろうかと思います。この工事の内容については落石の可能性のある岩石を取り除く法切工あるいは鋼製の杭、はがねの杭ですが、この杭あるいは芝、また土嚢などを用いての伏工であります。それからコンクリートの法枠工などが予定されております。

いずれにいたしましても、今後とも置戸町における土砂災害の危険箇所につきましては、土砂災害警戒区域指定の有無にかかわらず、日常的な監視あるいは点検を行うようにいたしましてそうした管理体制を強化して災害の未然防止に努めていきたいと、このように考えております。

○佐藤議長 5 番。

○5 番 細川議員〔一般質問席〕 昨年の 9 月の定例会でもいちど国が出しました特別警報についてお尋ねをいたしました、その対応についてですね。これは国が昨年の夏に和歌山の土砂災害で驚いて、この制度を慌てて作ったんですが、あまりにも慌てて作ったせいか、かなり不便な面がありまして今見直されているところでもあります。ただ、いずれにしても最近、ここ 2～3 年、特に今年のこの異常気象から考えると、日本全国どこも安全というところは有り得ないのかなと、一住民として非常に重く受け止めております。

冒頭も言いましたけれども、置戸町、私もずっと 70 年間置戸町に住んでいますけれども、堤防がない頃の常呂川が氾濫して、うちの裏側まで水が来ていたことは子供の頃にもしょっちゅうありましたけれども、あの高い堤防ができて以来ほとんど災害は、大きな自然災害はなくなったのかなと、そう思っていますけれども、各地で起きているゲリラ的な大雨によって土砂崩れが起きるということ、この裏手の山ですね、本当に大丈夫なのか、身をもって心配をしております。万一避難勧告を警報が出されて町が避難勧告を発令しなければならないというタイミングですね、置戸町はかつてそういう経験がないと思います。広島の話がされましたけれども、広島はもともと古くから住民たちが、あそこは危ないよというところにどんどんどんどん開拓されて住宅が建っていったようでありまして、避難勧告を出すかどうかということ、夜中でもあり、行政としてもこの大雨の中出しかえって危ないんじゃないかという躊躇があったが故にあれだけ大きな被害になってしまったと。逆に札幌なんかは 90 万人ですか、避難勧告。まあ糞に懲りて膺を吹くというような、そんな感じなのかなと。

ですから特別警報も、もっともっと煮詰めてくれないと行政としては責任逃れとして出せばいいかなと、そんなものではないので、狼少年になっても避難住民が実際危険があっても避難しないということになりかねません。

また、町長は礼文のことも言うておりましたけれども、礼文の例を聞きますと、避難勧告を出さな

きやならない状態になったけれども、職員のほとんどが河川氾濫地域に派遣されていて、出しても対応ができないと、そんなことで発令が遅れてしまったと、そんなことを聞いております。ですから、置戸町としては職員と言いますか、企画課を中心とした体制が整うと思うのでありますが、最終的には町長の判断だと思うのでありますが、その判断、やっぱり町長を筆頭に職員もある程度の想定をして、どんな時にどんな発令をしてどんな行動をしなきゃならないかと、そういう訓練は必要かと思えますので、本当に我々の知識では考えられないところでとんでもない事故が起きているわけでありま

す。その点についてやっぱり行政としての、町長のトップの責任は非常に重いと思います。

また、防災マップ配られているわけですが、これは避難場所とかが載っているわけですが、今町長が言ったように土砂災害などの危険な箇所なんかはもうちょっとはっきりとわかっていた方がいいのかなと思いますので、あるいはもう一度見直す必要があるのかと思いますし、質問事項にはなっていないかと思いますが、過去において置戸でダムが決壊した場合にどうなるのかという話も出ておりましたけれども、役場としても開発と相談した結果、あれはまったく大丈夫ですと、そういうことの返事があったわけでありま

すけれども、考えられない大きな災害があるのもやっぱり頭に置いて、万一な

った場合は果たして勝山まで何分で来るのか、置戸町まで何分で、どのくらいの水量で来るのかということもこれから詰めておく必要があると思うんですが、その点もいかがなものかお答えをいただきたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 昔から置戸を始めこの地域、災害に強い町だと、地域だと言われてきました。全

国各地の中にはそうした地域も当然あると思います。しかし今日いろんな災害の状況を見ておりますと、本当に予測を超える大きな災害と言いましょ

うか、そうしたことが発生しているというのも間違いのないことだと思います。そういう意味では置戸町もそうした中の一つだというふうに認識していく必要があるだろうと、このように思います。

避難勧告の問題についても、やはり行政は結果責任として当然問われるだろうというふうに思っております。だからといって、闇雲に避難をしなさいということを申し上げるわけにはいかないということも、これもまた実態としてあると、現状をいろいろ考えていった時にあるだろうと思います。外

が、あるいは足元が明るい状況の中で避難をさせるということは一定程度のものとしては理解もしていただけるものだと思いますし、また避難勧告通り行動してくれるということもあると思います。しかし、夜の真っ暗闇でそうした事態が発生した時、それが本当に適切なことなのかというのは、これは率直に言って発生した時でないと私は平常の時にマニュアル通りこうだと言うわけにはいかないと思

に言わせると、ダムの決壊ということはないんだというように言われますけれども、それだけでは今日の状況の中で地域住民として、また町民の人たちとしても、その言葉で不安を解消されるというものではありませんので、普段の訓練を積み重ねる中でそうしたことについての一定程度の情報は提供するようにしていきたいと、このように思います。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 一番重要なことは避難勧告の発令時期ですね。町長が言ったように大雨の中、真っ暗な中で下手な避難勧告を出して二次災害にかえってつながる恐れがあるという心配があります。ですけど、先程20何箇所の地域が指定されているということがありましたけれども、この裏山沿い以外は1戸か2戸、数軒の避難で済むのかなと。一番問題なのはこの裏山に万が一あった時ということで、ここは街の中ですので避難勧告を出した場合にはぽっぽなり公民館の場所がすぐ近くにありますので、これはやっぱり行政職員、私どももちろん消防団員として40数年勤めておりますので、その行政職員なり消防団員によって避難勧告が発令された場合の対応は十分できるのかなと思っております。その判断の誤りがないように訓練が第一かと思います。今後ともよろしくお願いいたします。以上で私の質問を終わります。

○佐藤議長 9番 佐藤勇治議員。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 それでは通告いたしました酪農畜産農業の現状と振興策について町長に質問をいたします。

本町農業の主要な柱である酪農畜産農家は、ここ数年離農や廃業により減少を続け、現在では49戸を数えるまでになったと聞いております。離農や廃業の要因としては、後継者あるいは担い手の不足、貿易の自由化など将来の不安による廃業、さらには経営不振による離農など、このようなことが主な要因とされております。

このような離農、廃業が進む中、これらの離農後の新規就農や継承による酪農経営が円滑に進んでいないのが現状であると認識しております。他方において都道府県の消費地におきましては昨年夏の猛暑や廃業に伴う乳牛の減少で生乳の生産量が減少し、バターや脱脂粉乳など乳製品の不足が深刻となり、5月には農林水産省におきましては7,000トンのバターの緊急輸入を決定いたしました。しかし、乳業メーカーなど業界では先月8月ですけれども、生乳不足の危機感からさらに追加の輸入を求める要請書を農林水産省に提出したと聞いております。

一方、道内の酪農主産地においては農協単独で増産乳量に対する助成、あるいは乳牛増頭に対する補助、さらには生乳輸送費に対する補助や精液に対する助成など、様々な支援措置のほか、ホクレン連合会におきましては緊急搾乳牛増頭対策事業として増頭分1頭につき2万円の奨励金を支出するという事業を始めました。これは道内的におきましても年間およそ200戸程度の酪農家の減少や生産者の規模拡大の停滞等、搾乳牛がここ2年間で5%も減少し、生産基盤の確保が大きな課題とされているというのが主な要因となされています。

本町の酪農現状を見ますと、現在50戸を割り込み、酪農家の平均乳量が約470トンが年間ですけど、またおおよそ年間生産量が約2万3,000トンと聞いております。これは参考までに比較論として申し上げますけれども、数年前までは隣の訓子府町と生産量がほぼ肩を並べておりましたが、訓子府町におきましては戸当たりの平均乳量が530トン、あるいは年間生産量が2万5,000ト

ン程度と、若干置戸町としては水を開けられている状況にあります。担い手後継者不足による廃業は今後とも続くことが想定されますが、これ以上酪農畜産を衰退させないためにも生産者など酪農関係団体と協議を進め、持続的あるいは安定的な経営を目指し、短期的にもあるいは中長期的にも酪農振興策が求められていると思いますが、まず町長の考え方を伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 酪農畜産農業の現状と今後の振興施策についてのご質問であります。初めに本町における酪農畜産の現状であります。搾乳を行っている酪農家は49戸であります。また、認定農業者で肉牛あるいは育成を行っている畜産戸数が6戸、それと雄勝のTMRセンターが1戸ということで、これら含めると全体で56戸であります。過去5年間における離農件数を調べたわけですが、農業全体で13戸であります。そのうち酪農家が8戸ということになっております。こうした状況は率直に申し上げまして、全国全道においても同じような傾向であるということでもあります。

酪農業の抱える厳しい現状についてはご案内の通りであります。今さら申し上げるまでもないと思うんですが、国内的にはやはり飼料等の高騰による農業所得の低減、あるいは草地更新の停滞による粗飼料の品質低下、投資を抑えるから当然ながらそこから生まれていくものが期待されるようなものにならないというのも、これも当たり前の話と言えは当たり前の話です。こういう現実があるということでもあります。また、牛舎あるいは搾乳施設、これらがだんだん老朽化してきているということでもあります。そして離農あるいは後継者問題による担い手が不足していると、さらには労働力不足あるいは過重労働、そうしたことが大きな課題になっておりまして、ひとつひとつ挙げればキリがないくらいのものだというふうに思います。と同時に、こうしたマイナス要因ばかりじゃなくて、経営的には何ら問題がないにもかかわらず、家族の都合あるいは家庭的なことから酪農経営を断念するといったこともございます。先程申し上げました13戸の中には今申し上げたような内容も含めているということでもあります。

こうしたことを考えますと、短期間で持続的な経営の安定化に向けた有効な施策というものを見出すことは非常に厳しいというふうに言わざるを得ないというふうに思います。しかし、置戸町やきたみらい農協といった1行政と1農協の連携だけでは解決できないということもありますし、解決できたとしても少なくともまた小さいかも知れません。しかし、その積み重ねということが非常に重要であるということも忘れてはいけないというふうに私は思っております。結果としてそのことが、そうした積み重ねがあって初めて個々の酪農家の足腰を強くしていくものになるんだろうというふうに思っております。もちろん個人の努力あるいは工夫ということが当然ながら欠かせない当然のことだというふうに思っております。

また、一方農業の持つ多面的機能、特に国土を守るという公益性あるいは食料自給率の観点からも、国の農業政策のそういう意味では大きな転換を図っていかねばならないんじゃないかというふうにも考えます。当然ながら国への要請活動、現在は特に最重要課題でありますTPP問題は当然のことでもありますけれども、地方6団体を始めとして農業関係団体等とも連携する中で、これから更にこうした運動について強硬に進めてまいりたいと、このように思っております。

現時点において、いま議員の方から有効な施策が必要だと、新年度に向けて有効な施策が必要だと

いうふうに言われましたので、ちょっと次年度のことについて現時点であまり申し上げることはいかなものかというふうには思いますけれども、少しだけ申し上げたいというふうに思います。酪農振興策としていろんなことを実施してきました。いろんな支援もしてきました。２０年、３０年と、この支援策が長くつづいているものもたくさんあります。私は今一度これらについて検証する必要があるんだろうというふうに思います。決して酪農あるいは農業者の人たちに今日まで支援してきているお金を削ろうなんてケチな考えをしているわけではありません。ただ、２０年、３０年もやってきたその証と言いましょうか、検証をきちっとして、そして次の段階を踏む、そういう時期に来てるんじゃないかなあというふうに思います。

先程草地の関係について申し上げました。品質の低下と言いましょうか、そんなことも申し上げましたけれども新規事業として進めているわけでありましたが、草地畜産基盤整備事業、この計画策定地区としての採択に向けてきたみらい農協と連携をしながら、次年度進めていきたいと、こういうふうに思っております。また、議員もお聞きかもしれませんが、今年の７月に置戸の酪農振興会が取り組もうじゃないかと言うようなことでＴＭＲセンターあるいはコントラクター、それから農業法人化の新しいシステム、これらの検討をしようじゃないかというようなことになりまして、今検討中というふうに申し上げていいんだろと思いますが、これらについては行政としても、また農業委員会等にもいろいろお話を申し上げまして、これら検討会に対して積極的に支援をしていきたいと、このように考えております。

○佐藤議長 ９番。

○９番 佐藤議員〔一般質問席〕 今町長からいろんな酪農の諸情勢について、また町内的な情勢についてご意見をいただきました。まさにその通りでありまして、非常に厳しい情勢にあるということも事実であります。そんな中で置戸町は非常に、僕も担当しておりましたが、農業に対する支援というのは非常に手厚く、しかも酪農に対しても従来ずっと大きな行政支援をしてきているということも事実でありますし、それについていま意見を挟むことではありませんが、今回私が質問を行った背景には、若干消費地とそれから消費地において国内乳製品の需要が非常に高まりがあるのに生産基盤の弱体化と言いますか、先程町長がご説明した通りですね、いろんな離農だとか、後継者対策だとか、そういったことで生産基盤の弱体化によるこれらの国内需要に対する対応ができていないと。いわゆる需要と供給のアンバランスと言いますか、ミスマッチが起きていると。これが今日の日本の酪農の、北海道の酪農畜産の実態であると、そのことをちょっと視点におきまして短期的になかなか難しいというご意見もありましたけれども、まさにその短期的なことから中長期的に一步一步この酪農の実態あるいは将来の展望について質問したわけです。

それで具体的にちょっと各論に入りますけれども、酪農畜産については言うまでもなく本町の基幹産業である農業の主要な柱であるということは言うまでもありませんが、しかし、これら酪農畜産は全国的な傾向として高齢化や離農、あるいは配合飼料価格等の高止まりなど採算性の悪化、あるいは先ほど町長からご説明がありましたとおり、将来に対する展望、いわゆるＴＰＰ交渉の結果次第では安い乳製品が大量に国内に入ってこないか、こういった外圧に対する心配、あるいはこれらによる先行きの不透明と言いますか、不安により規模拡大にも踏み切れず、生産基盤が年々弱体化すると、そういったことが言われております。

これらのことから、年々成牛と言いますか、牛乳の生産量が低下し、今年度においては国内の生産量が１９９０年後半のピークと比較して１５％も減少するのではないかと、乳業メーカーいわゆる業界は見ているようであります。それでこれらの需要の逼迫に酪農主産地である根釧地区、こちらの地区においては酪農の安定なくして町は成り立たないと、そういうことで市町村長あるいはＪＡの組合長が、この危機感からなんとか突破口を見出そうと検討会議を立ち上げたということでございます。

これは先日の日本農業新聞の記事に掲載されておりましたが、まさに酪農の衰退で地域そのものが立ち行かなくなると、そういった危機感の表れでないかと言うわけです。これらの国内の酪農畜産の現状を踏まえまして、農林水産省は８月末ですけど、いわゆる２０１５年度の概算要求、８月末までの段階において酪農畜産の最大の課題は生産基盤の弱体化にあると言うことで、これらの歯止めをかけるための対策として競争力の向上、あるいは自給飼料の拡大、経営の安定対策の３本の柱を掲げ、前年度、いわゆる平成２５年度予算より２９％を増額し、金額で言いますと今１００億円を上回る額の要求を出し、対策の強化の方針を示したと言うことが報じられております。当然国の来年度の方針については北海道庁や農業団体を通じて市町村にも示されることと思いますが、このことについては当然本町の将来の推進施策にも大きく関わってくるのではないかと考えております。離農後の生産基盤の集積、あるいは地域全体での法人化やメガファームの取り組みなど、今後の置戸町の酪農経営の将来を模索する今時期にきているのではないかと私は思います。

現場の酪農家においては円安の影響による飼料代の高騰あるいは農業機械の燃料費の高騰、さらには電気料金の値上げなど現状では非常に厳しい経営環境にあるということも事実であります。しかしながら、それを踏まえて今年度は基準取引を３円数１０銭出しましたが、それ以上に現場の方では経費が増高し、収益の向上が見込まれないという現状にあるということでございます。これらを視野に、先程町長の方からお話がありましたが、将来を展望するという形においては既存の自走式のハーベスター組合を核としたＴＭＲセンターやコントラクターの構築、あるいは地域においてはメガファームにおける法人化、さらにはこれが大型化による自動搾乳器の導入など、これらの事業のほか、今非常に各業界が人手不足で労働力が足りない、人の取り合いということになってということですが、将来的においてはメガファームにおいては労働力不足の解消としては外国人研修生の導入なども検討されているということも聞いております。

これら規模拡大路線とは別に、一方では中小規模経営で、家族労働の中での省力化、いわゆる環境に負荷をかけないということで、先進的には足寄町などでも取り組んでおりますけれども、放牧型酪農の推進、そういったことも一つの地域の酪農推進の選択肢の一つになっているということでございます。

いずれにせよ、牛乳は工業製品とは違って蛇口をあければすぐに増産できるものではありません。子牛が生まれて成牛として搾乳できるには２年数カ月かかると言われていますけれども、ぜひ先程町長が言われた通り、一步一步、一つずつ積み重ねて、何と言っても北海道の農業の主産地である酪農をこれからも推進していくと、そういったことで、本町も主要な生産地になっておりますので、今後ともこういった将来に対する課題について行政として大いに生産者とも協議を進めながら進めていただきたいと思います。そんな思いで質問させていただきました。

今回の質問の中で１点、ちょっと具体的にどうか分かりませんが、今年から北海道酪

農振興町村長会議というのに加入されまして、負担金 1 万円ほどですけど、おそらく天北と言いますか、宗谷支庁だとかこのオホーツクもそうですけれども、根室とかこういったところの町村長さんが集まって、いろんな協議を開いて酪農振興のためにということで会議を設立したと思うんですけれども、こんな状況の中で具体的に何か会議が開かれて今後の北海道酪農の方向性と言いますか、行政のあり方とかいろんな事を協議していると思うんですけれども、それらについての何か情報と言いますか、ありましたら、今私が申し上げたことも含めて町長からの所見がありましたら伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 今いちばん最後にありました町村長会議、実は 30 年ほど前に 1 回入りました。入ってしばらくずっと入っていたんですよ。入っておりますね、途中で抜けたんですよ。団体でありますからね、あんまりどうこう申し上げるのもいかなものかなというふうに思いますが、今年からちょっとまた再加入したんですよ。実は、もちろん市町村長会議でありますから、いろいろな要請も含めてでありますけれどもあります。特に農林水産省に対して、あるいは北海道選出の国会議員に対してそういう活動をしているのも間違いのない事業の一つであります。ただ、ご承知のようにいろんな団体が当然ながらあります。しかし、そうした中で畜産に絞って、酪農に絞ってという町村長会議でありますので、置戸にとっても重要な産業の一つでありますから入りましたけれども、要求と同時に情報を、酪農関係についての情報が比較的早く入ってくる、そういう意味での大きなメリットもあるというふうに思っています。

ただ、私自身も北海道町村会の役員でもありますし、また土地連の役員でもありますので、率直に言っていろんな情報はありますので、再加入についてどうかなという気持ちもなかったわけではありません。ただ、今中心に動いている人が管内の首長の 1 人でもありますので、後方支援と言ったら言葉はちょっと適切ではないかも知れませんが、一緒になって酪農畜産の振興発展のため私もお手伝いをしましょうかという感じで入りました。いろんな新しい情報が入ってくるというのも事実でありますので、それはそれとして意味があるというふうに思います。

それから国の方の概算要求、101 兆円台になりそうな、そんな概算要求でありますけれども、議員からもお話がありましたけれども、この農林水産省の主な政策の一つとして畜産農家の競争力を強化すると。いわゆる収益力を強化する取り組みとして機械のリース整備、これらに力を注ぐ、また支援をするということで、161 億円ほど要求しているふうに聞いております。そのことが、この末端の方の酪農家等にどれだけ寄与していくのかということとも言えるかと思います。しかし、ご承知のように機械というのは共同作業もありますから一概にどうこうということは申し上げられませんが、やはり自分たちの経営規模に応じてどうなのかという、この辺のことはきちんとやはり検証し判断していく必要があるだろうと思います。もちろん小さい機械よりも能力の高い大きな機械の方がいいということがあるのかも知れませんが、それはそれとしても、やはり大きな負担と言いましょか、機械の導入にあたっての経費と言いましょか、そんなことも含めてありますので、やはり制度が実際に作られたとしても、自らの経営等をきちんと検証しながら考えていかなきゃならない事業の一つであろうというふうに思います。しかし、実現されれば北海道の酪農業としてはよろしいことだろうというふうには思っております。

いろいろ議員からお話がありましたけれども、先程来申し上げましたけれども、特効薬はないということだと思います。したがって、経営をやっていきながら、やはり着実に自分の経営基盤というものを確立をしていくということが重要だと思います。搾乳牛の導入もそうでしょうし、当然ながらより良い牛を作るという意味での対策と言いましょか、投資と言いましょか、そうしたことも当然ながら重要なことであるというふうに思っております。先程もちょっと申し上げましたけれども、そうした意味でのいろんな助成策を講じてきました。その成果も一定程度私はあったというふうに思います。だからと言って単純にと言いましょか、先延ばしをしてよかったからということで今日までの20年、30年のその上に立ってまた5年、10年と伸ばすことが本当にどうなのかと。もう少しそこには工夫があつていいんじゃないかと。これだけ基盤ができたんだから、それはもう自助努力でやっていくことにして、次のステップを考えたらいいんじゃないかというような、私はそういう時期にきてるんじゃないかと、そんなふうに思います。

いずれにいたしましても、農業の中で生産高の半分は酪農畜産にもなってきていますから、置戸の町にとっていつも申し上げておりますけれども、農業がこの置戸の町にとって欠かすことのできない大きな産業であることは間違いのないことであります。これからもそうした意味で、いろんな形で応援していきたいと、このように思います。

○佐藤議長 9番、再々質問はありませんか。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 ありません。来年度に向かってということと、町長それを一つずつ前進させたいという、そういった思いもあるということですので、いろんな国からの施策も示されると思いますので、また新たな酪農の展開ということもあると思いますので、来年の予算を期待いたしまして、私の質問はこれで終了させていただきます。

○佐藤議長 しばらく休憩します。11時20分から再開します。

休憩 10時59分

再開 11時20分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

6番 石井伸二議員。

○6番 石井議員〔一般質問席〕 それでは3点ほど町長にお伺いをいたします。

1点目ですが、これから本町でも増大していくであろう空き家、空き地対策はどうするのかということとあります。冬に向かってということになりますか、5年に一度の総務省住宅統計調査によると、昨年の10月1日で全国の住宅のおよそ7戸に1戸が空き家になっているそうであります。北海道では全国より0.6%率が高い。空き家につきましては防犯、防災、景観上、またはごみの不法投棄等、道内であれば落雪倒壊の危険があるなど問題視されているのは周知の通りでございます。

そういったことから、本年4月までに空き家等対策の条例を制定した自治体が道内以上に30人の上っております。国でも対策法案提出の動きがありますし、空き家の減らない元凶とされている固定資産税の特例措置の税制見直しなどの動きもあるようですが、町としてこれからの空き家対策、空き地対策をどのように考えているか見解をお伺いいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 本町の空き家空き地対策についてのご質問であります。7月29日に総務省の方から平成25年の住宅土地統計調査の速報集計値の概要が公表されました。その内容は全国数値であります。総住宅数6,063万戸に対しまして空き家数が820万戸で5年前と比較して63万戸、8.3%の増加ということになっております。また、総住宅数に占める空き家率も13.5%と過去最高であります。これが全国的な状況であります。

北海道の状況であります。総住宅数275万戸に対しまして空き家数が39万戸で空き家率が14.1%となっております。全国とほぼ同じような状況であります。いずれも住宅戸数は増加している反面、空き家数も増加している状況にあります。

そこで本町における空き家あるいは空き地の状況であります。外見上空家と見受けられる建物、個人情報保護の取扱上、見受けられる建物と、こういう表現をしておりますが、この戸数につきましては内部資料として昨年6月に集約しております。調査時点の空き家戸数は130戸ほどで、地域別には秋田、境野地区で30戸、置戸地区で50戸、勝山地区で50戸というふうになっております。また、空き地につきましては空き家も建っている土地以外は外見上からは判断が大変難しいというふうに思われます。昨年12月に開催をいたしました境野地区の地域懇談会におきまして、環境美化の観点から草刈りなどの対応について町の方に対して要望が出されております。所有者を調査してお知らせすることや、あるいは無断で敷地内に入って調査をするということは、それは当然ながら法的に行うことができませんので、そうした意味ではご理解もいただきたいというふうに思います。しかし、近年、この空き家あるいは空き地の増加が社会問題化しているのも事実であります。犯罪の発生あるいは建物倒壊などによる住民の安全確保、また雑草などが生い茂ることでの生活環境の保全、環境美化の問題など、様々な要因が考えられるわけであります。

そこで現時点では置戸町内において、町民生活に大きな影響を及ぼす事例は発生しておりませんけれども、可能な範囲でこの空き家あるいは空き地の状況に注意を払いながら、さらには町民の皆さんからの情報もいただきながら、補助制度あるいは条例制定等のご紹介もありましたけれども、こうしたことも含めて対応策について検討してまいりたいと、このように思います。本当はこういう制度だとかが作られないような、作る必要性がないような、そういうまちづくりをしていかなければならないというふうに思っていますが、なかなかそれに追いつかないという現実と言いましょか、状況もありますので、今申し上げましたように広範囲にわたっての対応策について検討してみたいと、このように思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 石井議員〔一般質問席〕 今後大きな検討課題であるということではあります。実際町議会としても昨年滝川市の方に視察に行っていました。条例化されてはいますが、現在のところ意識向上のところには大いに役立っておりますけれども、実際に代執行までなかなか踏み込めないという状況であります。そういった点を考えますと、所有者に対して代理管理人等と契約をしてもらうとか、保証人といった方々と言いますか、保証人を設定してもらうというのが、なんと言いますかね、念書といったようなことも書いてもらって、最終的責任から逃れられないような条例化というのも必要になってくるのかというふうに思っておりましたが、いずれにしろ、国の方でもこれの対策

について、先程町長が言われましたとおり、空き地空き家に立ち入って調査できるというような法改正の動きもあります。この国の動きというような部分がはっきりしてから置戸町の中で条例化するの
かしないのか、そういった点でもう一度答弁を願いたいというふうに思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 冒頭に申し上げましたけれども、条例化ということも実は非常に重いことだとい
うふうに思います。条例化されたからということでいろんな支援をしてくれるんだというような短
絡的にそう思われても困るということなんです。ですから、条例制定をするということはもちろん具
体的中身をまだ作っている段階に至っていませんから、どうこうとちょっと申し上げにくいんですが、やはり条例化するということは、やはり町全体での覚悟というものがそこになかったらダメ
だというふうに思います。そうした意味では、やはり先程申し上げたように広範囲にわたって検討を
重ねてまいりたいというふうに申し上げたのはそのことであります。国の法もいろんな空き家対策に
ついての制度というのはございますけれども、置戸における、先程申し上げたような空き家戸数につ
いて、130戸ほどあるというこの現実もやはり情勢としても考えなければなりませんし、また、そ
れぞれの所有者、この人たちにもやはり考えてもらわなきゃならない、ある種共通の課題でもあると
いう認識の中で議論が必要であろうと、こういうふうに思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 石井議員〔一般質問席〕 非常にやはり大きな問題だというふうに思いますので、今後ますます
研究等を重ねられて、空き家、空き地対策を施してほしいなというふうに思います。次の質問に移
りたいというふうに思います。

小型家電の回収についてということですが、家電リサイクル法の対象とならない小型家電、
いわゆる多くレア金属を含む精密機器、都会ではなんとと言いますか、そういったものに含まれている
レア金属のことから都市鉱山と言われているものでありますが、その回収をしていない10万人以上
の都市が北見市だけだと新聞報道がありました。非常に残念に思っているところでございます。以前
にお伺いした時には、経費それから回収量、処理法が確立されていないということで、本町では回収
をしていないというお話でありましたが、本町は1市2町でゴミ処理リサイクルをしております。早
期回収できるようにすべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

また、北見市はオホーツクの中核都市と言っております。その中核都市の北見市で回収を行って
いないということは、多分オホーツク圏域でもそういったことがあまり進んでいないのかなというふ
うに思います。オホーツク圏域を含めて、処理法、流通システムの構築をしてリサイクルを進めてい
くべきではないかというふうに思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 小型家電の回収についてということですが、ご承知のように小型家電リサ
イクル法につきましては昨年7月から始まりました。家庭にある幅広い小型家電、たとえば携帯電話
あるいはデジタルカメラ、またゲーム機や電気カミソリなどを対象として、市町村が回収方法ある
いは回収品目について定めるものとしております。回収後の小型家電については適正なりサイクルを
実施する者として国の認定を受けた認定事業者が回収を行い、分解破碎し、金属の種類、プラスチ
ックごとに選別を行い、金属精錬事業者が金属資源としての再生、あわせて有害物質の処理を行います。

現在、全国で年間における破棄される小型家電については約65万トンと推定されておりまして、その中に含まれる優良な金属などの量については約28万トン、金額にして約840億円と言われております。そのため、都市における鉱山と申しましうか、都市鉱山と言われますが、現状では有効利用されていないのが実情でありまして、使用済み小型家電のうち約半分以上がリサイクルされずに埋め立て処理されている状況にあります。

本町においても議員からお話がありましたように、埋めるゴミとして回収し、留辺蘂町の方に当時3町ということになりますが、一般廃棄物最終処分場において埋め立て処理を行っているところであります。道内における小型家電の回収状況であります、昨年度末では道内87自治体、率にして48.6%の自治体が分別回収を行っているという状況にあります。管内では網走、美幌など、1市7町がすでに分別回収を行っております。小型家電の再資源化は廃棄による不燃ごみあるいは粗大ゴミ等の減少、また町民のリサイクル意識の高揚にもつながるわけでありまして。先行している自治体の取り組み状況を参考にして、回収方式また回収品目など、早急に検討を行い、廃棄物の適正な処理あるいは資源の有効利用等に努めていきたいと、そして循環型の社会の構築に努めていきたいと、このように思っております。ボックス方式と言いましうか、そういうやり方もありますので、そんなに難しいことではないだろうというふうに思います。前向きに取り組んでいきたいと、このように思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 石井議員〔一般質問席〕 決してスピードアップしているわけではありませんが、3番目の質問に移りたいと思います。置戸市街の児童遊園地の集約整備の考えはということでありまして。昨年、置戸町子ども子育て会議が立ち上がりました。そしてその中で昨年末、アンケート調査、ニーズ調査が行われ、その中の児童遊園地に対する設問もございました。その回答の中で自由筆記でありますけれども、要望等多く回答が寄せられました。小さな子供を安心して見守りながら遊ばせられるところ、また、安全な遊具など多くの要望であります。境野地区では集約されております。秋田には新しく設置され、勝山でも整備は終了したと聞いておりますが、置戸中心市街地においてそういった遊び場が存在するかどうかということなんです、旧めぐみ幼稚園、今くるみの会が利用している使用地ですとか、どんぐり、それから小学校等、フェンスや木で囲われておりまして、何か普通に管理敷地に入るようで、遊びにくい状況にあるんじゃないかというふうに思います。トイレ、水の便が良く、休みの日など小さなお子さんを連れて気楽に遊びに行けるような、そんな遊園地が期待されているというふうに思いますが、ぼっぼ周辺、公民館の前庭ですとか、情報センターの近くに児童遊園地を集約、遊具、砂場等の整備をしてはいかがというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 置戸市街地の児童遊園地の集約整備についてのご質問であります、冒頭ちょっと申し上げておきますが、どんぐりにあります遊具の、一般的に見れば遊園地の状態にあるんですが、ここは実は置戸町の児童遊園地という位置づけになっておりません。どんぐりの付帯施設というのか、そういう状況に現在はあると、そういう状況にあるということだけをご承知願いたいと思います。

現在、置戸町には児童遊園地が7カ所ございます。この7カ所のうち、置戸市街地区には旧留守家庭児童の置戸児童センター前の青空遊園地、これを含めまして6カ所設置しております。置戸の市街

を除きますと、境野の遊園地、中央町内にある遊園地、それ以外が置戸市街にあるということであり
ます。

これまでの経過を少し申し上げたいと思いますが、平成１７年策定の次世代育成行動支援計画にお
いては、当時８カ所の児童遊園地を５カ所に再編するという目標を立てました。また、平成２５年、
昨年であります、置戸市街地区の２カ所、新光遊園地ののぞみ遊園地、それから中央町内のよいこ
遊園地、この２カ所を再編すべく関係自治会長さんあるいは児童の保護者の皆さんからご意見をいた
だいております。昨年１２月には子ども子育てのニーズ調査として、子育て支援に関するアンケート
調査を行っております。その中間報告では、置戸市街の児童遊園地について、もっと遊具を充実すべ
きではないだろうかと、そして更に大人の目の届く場所の整備、こうした意見が出されたように聞い
ております。置戸町子ども子育て会議を立ち上げまして、子育て支援に関する施策の総合的、また計
画的な推進に資する調査、審議、これらを進めております。

今後この審議を重ねていただきまして、子育て支援の施策に反映させていきたいと、このように思
っております。議員の方から具体的な場所のご提案もございました。いずれも町民のみならず多くの
方が集まるところで有効な場所を候補地の一つとして検討をしてみたいと、このように思います。一
般的に言われるコンパクトシティ、この有り様ということも考えながら遊園地の敷地あるいは管理責
任といった問題をクリアして自由度の高い施設の有り様というものを考えたいと、このように思っ
ております。

いずれにいたしましても、子供あるいは保護者の人たちが安心して利用できるように、置戸市街地
区の児童遊園地の集約といったものも含めて再編整備を行っていききたいと、このように思います。

○佐藤議長 ６番。

○６番 石井議員〔一般質問席〕 できるだけ早くお願いをしたいというふうに思いますが、何年か前
でしょうか、多分帰省中の小さなお子さんを連れた方に、この子たちを連れて行って遊ばせるところ
はないだろうかと問われたことがございます。その時に返答に窮した部分がありまして、我々も置戸
町民として子供たちがのびのびと遊べる場所というものが本当にあってほしいなというふうに思った
ところであります。私が最近口癖になってきておりますけれども、昔はと言いますか、自分の小さな
頃は各地に児童遊園地的な場所がありまして、極端に言うとな釘１本あるだけで随分時間を潰したなど、
遊べたなという思いがございます。また、砂場等がありますと必ず土木工事が始まるんですね。穴を
掘ったり、山を作ったり、トンネルを作ったり。今よく言われる築山と言われるようなしっかりした
作られたものではなくて、ただ単に火山灰の山と言いますか、土の山があると、やはりそこでも土木
工事が始まって道をつけたり、トンネルを作ったり、水なんかがありますと川を作ったり、ダムを作
ったり、もしかすると土石流のメカニズムを実験・研究をしたりと、そんな遊園地と言いますか、ま
さに泥んこになって遊んだというイメージがございます。

最近では衛生的な観点から、砂場でもしっかりと野良猫などが入らないように囲わなきゃならな
いとか、シートを張らなきゃならないというようなこともございます。先程町長が言われました、管
理責任の及ぶと言いますか、しっかりと管理責任のできた、そういった遊園地ということでもありま
すけれども、非常に昔ながらの遊園地的なイメージと言いますか、そういう部分が子供たちの知育の
ためにも非常に有効ではないかと。そういった遊園地を作る際には、今の子供を持った親たちのニー

ズと言いますか、要望等も十分に聞き入れて、本当にみんなで遊べる遊園地にしてほしいというふうに思いますが、その際の、なんと言いますかね、要望集約等に関してどのように取りまとめて反映をさせていくのかということについてご意見があればお聞かせを願いたいというふうに思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 議員の方からも自らの幼い頃のお話も紹介されました。私もなるほどそういうことがあったなというふうに思いながら伺っていたんですが、本当に昔であれば、今議員からお話があったように築山一つとっても芝生になんかしないで、そのまま土の山の方がいろいろと構想力というのか、創造性みたいのが子供なりに働いて、より面白いものがそこに出来上がるというのが、私ども小さい頃のことだったというふうに思います。しかし、今はおそらく小高い山、築山のようなものを作って、そのまま地肌が見えるような山だとすれば、多分多くの人たちからは受け入れられないんだろうなと。少なくとも芝くらい張れと言われるんだろうなというふうに思いながら聞いておりました。

当然ながら遊園地だから、この遊ぶ道具と言いましょうか、そうしたこともより充実させてほしいと、アンケートの中にもありましたけれども、そうした思いだと思います。しかし、この遊園地も昔からいろいろ議論してきましたけれども、この置戸の市街の中にあってもいろいろとたくさん点在しているというのか、あることがいちばん望ましいんだろうと思います。しかし、だんだんだんだん子供のもちろん数の問題、そうしたこともありますけれども、やはり集約化して、より充実した遊園地を作り上げていくと。距離は遠くなるけれども、それをみんなで理解し使っていくという、そうした思いでやはり作っていったらいいんじゃないかというふうに思います。そうした意味では、議員からお話がありましたように、多くの人たちが集まりやすい場所、それから多くの大人の目が届きやすい場所、そういうことを念頭に集約化しながら整備をしていくということでの理解もいただきながら作っていくというふうに考えます。

○佐藤議長 6番。

○6番 石井議員〔一般質問席〕 早期実現を願って私の質問を終了させていただきます。

○佐藤議長 しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩 11時53分

再開 13時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

4番 岩藤孝一議員。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 それでは一般質問を始めたいと思います。今回通告の締め切りが10日ということでありました。13日の道新に掲載されておりましたが、伊達市議会にて検討しますというお役所言葉の答弁についての検討結果の報告を求めると伊達市議会では決めたということであり、答弁に責任を持たせることが目的とのことですが、置戸町に限ってはそういったことがないというふうに思っておりますけれども、そんなことを頭の片隅に少し置きながら、昨年度来自分自身で質問をしてきました、町長にそれなりの前向きな実施に向けての答弁をいただいたというふうに思っている中から3点ほど質問をしたいと思います。

まず1点目ですけれども、ゆうゆの今後に向けた役場内検討委員会の進捗状況についてということでお伺いをいたします。昨年12月定例議会でゆうゆの今後に向けた役場内検討委員会の進捗状況についてということで一般質問を行いました。答弁として、副町長を委員長として、事務局を産業振興課に置き、課長職4名の構成で8月より協議検討を続けているとのことでした。そして、町民や関係者の方から意見を聞きながら25年度中にはハード、ソフトを含めたある一定の全体構想、方向性を示したいということでありました。

一般質問の中で、のやり取りでは大規模な改修、リニューアルあるいは宿泊施設の新たな併設、またコテージの増築等々、そしてまた経営者であります指定管理者制度の問題等々があったというふうに記憶しております。また、その中でゆうゆ自体は置戸の大切な宝物、資源であるという共通の認識に立ったというふうに僕自身では思っているところでもあります。しかしながら、ゆうに月日は流れているわけでありまして、昨年度、平成25年度は終わっております。そこで、現状でどのようなことになっているのか、検討委員会の現在の進捗状況についてお伺いいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 ゆうゆの検討委員会の進捗状況についてということでの質問であります。冒頭検討しますという答弁はどうなったのかというようなことが伊達の市議会でやりとりがあったようであります。そのことが道新にも掲載されておまして、私もここに持っているわけですよ。これはある種想定範囲内だったんですよ。伊達市議会の中身というのは、状況というのはわかりませんので、この記事についてどうこう申し上げるわけにはいかないというふうに思います。ただ、これはやはり議会と行政の信頼関係に基づいた答弁のやり方だというふうに私は思っています。と同時に、職員も一生懸命で、文字通り検討しているということでありまして、そのことはストレートに私は聞いていただきたいと思います。投資が多くなればなるほど、また事業費が膨らめば膨らむほど、やはり慎重にならざるを得ないというふうに思います。特にゆうゆのような施設のことで言えば、私はもっともっとやはりこういうものについては積極的な投資がなければ多くの人たちに利用していただけるなんていうのは難しいだろうなというふうに申し上げてきていると思います。しかし、一方ではやはり限られた町の台所からの支援ということになるわけでありまして、これとてもやはり指定管理者である方との、また行政との信頼関係でありますし、もちろんそこには町民の人たちがやはりなくてはならない施設なんだと、そういう認識の元で議論が展開されていかなければならないというふうに思います。そのことをちょっと言い訳じみた話にもなるのかも知れませんが、冒頭申し上げさせていただきました。

平成25年度において役場内部に検討委員会と、それから商工会を始めといたしまして各団体の代表者の方々にお集まりをいただきまして、これからのゆうゆのあり方というものについて意見交換を行わせていただきました。この議場でも、それから常任委員会等でもお話を申し上げてきておりますけれども、町民有志の皆さんとの意見交換会については2回ほど開催いたしました。いろんな意見を出していただきましたけれども、その中でいくつか申し上げるならば、やはり施設の大規模改修、それから小規模でもいいけれども宿泊施設については何とか作ってほしいというようなことも出ておりました。また、運営面においては定期的な送迎バスの運行をだとか、あるいはナイター営業だとか、さらには早朝の営業などもあっていいんじゃないかというような、ある種きめ細かな運営に努めてほ

しいんだというようなご意見もございました。

また、役場内部の検討委員会においては4回ほどの開催でありましたけれども、現場での施設状況の確認あるいはゆうゆの担当職員との現状についての懇談も行っているわけであります。26年度、27年度に入りまして、これまでの経過とともに全体的な検討を加える時期を迎えているわけでありますが、先に進んだ議論と言いますか、内容のまとまりにはまだ至っていないというのが現在の状況であります。

ご承知のように、ゆうゆの施設そのものが大変大きなものでありまして、リニューアルをするにしても相当な費用あるいは時間を要することが予想されるわけであります。このようなこともありまして、具体案をお示しするにはもう少し時間が必要かなというふうに思います。しかし、そうは言ってもただ時間の経過というものを許すというわけにはいきませんので、なんとかこの26年度中には一定の方向を定めていきたいと、このように思います。

当然ながら指定管理者とも運営や今後の方向性についても協議をしなければならないというふうに思っていますが、今後に向けた全体的な計画には先程もちょっと申し上げましたけれども、もう少し時間が必要でありますので、議会議員の皆さんともいろいろと情報交換、意見交換、また協議をしてより良い方向に持っていきたいと、このように思いますので、もう少し時間をお貸しいただきたいなど、このように思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 町内有志の方々の会議2回、それから内部会議4回、都合6回の会議を経て平成25年度1年間検討してきたという答弁だったというふうに思います。まだ時間が必要だということで、平成26年度中には一定の方向を示したいという答弁だったと思います。中身、ゆうゆのリニューアルあるいは改修、宿泊施設がどうのとかというのは前回町長と少し一般質問の中でやりあっていますので、そのことは触れる必要がないかなと思っています。間違いなく今年度中にその方向性、形というものを示していただきたいなど。でき得るならば27年度にお金が必要になるならば、その予算をしっかりと26年度中、3月議会で見込んでいただきたいなというふうに思います。そのあたり、予算のことも含めまして3月議会に載せることが可能かどうか、そのあたりはどうですか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 ご承知のようにゆうゆそのものが農林水産省補助事業で新山村振興等農林漁業特別対策事業という長い補助制度がついてますけれども、この補助制度によりまして建設をいたしました。それから10数年経ちまして、当初はもちろん都市と農村との交流施設ということの基本にして作ったわけでありまして、そうした意味では当初の目的に沿った施設であったようにも思います。しかし、10数年経ちますとやはりいろいろな手直しをと言いますか、直さなければならないところも目立ってきましたし、またもう一度その浴槽全体を作り変えるということも必要としている段階にきているのかなという気もいたします。と同時に先程申し上げました各団体の代表者の人たちと交換した中で、とりわけ若い青年たちの方から強い要望として出された宿泊施設をなんとか作ってほしいというような要請もありました。この宿泊施設にしても効率的に、また管理上有効な形にするにはやはりホテル形式と言いますか、そういうようなことが考えられるわけでありますが、しかし置戸の、

しかも勝山地域のゆーゆが建っている周辺のいろんな環境と言いましょか、風景と言いましょか、そんなのを考えますと、私はそういうような形態ではなくてコテージのような物を、いわゆるコテージ群として作って、そこに一定程度の宿泊施設として活用できるような、そういうような形もあるんじゃないかということも申し上げてきております。

基本的には私自身はそういう方向を考えておりますけれども、当然それに要する事業費と言いましょか、建設費はかなりのものになるであろうというふうに思います。まだ、実施設計の段階に入っていないので、新年度で計上できるかどうかというのはなかなか難しい段階にあるというふうに思います。しかし、26年度中にこうした方向性についてできるだけ早くまとまれば、12月あるいは3月等での予算措置と言いましょか、いずれにしても設計をしなければなりませんので、そのことも含めて考えていかなければならないというふうに思っております。方向性は26年度中にまとめて、実際の具体的な動きというのは27年度に入ってくるかなという感じがいたします。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 今回の町長の答弁で本年度中にまとめて3月はちょっと難しいかなというような答えだったというふうに思います。間違いなく27年度中には手掛けられるような段取りで進めていただきたいなというふうに思います。

続きまして2つ目の質問に移りたいと思います。仮称木道プロムナード建設実施に向けての他の銀河線跡地利用計画の進捗状況実施予定についてということでお伺いをいたします。今年3月定例議会にて質問をいたしました。昨年度基本設計を行ったことから今年度の着工はしないのかというようなことで質問をいたしました。

答弁としては町民の方々、関係者のご意見はほとんど聞いたと思っていると。ただ、今年度着工に至らなかったのは木道プロムナードが最初に手掛ける仕事ではあるが、市街地区銀河線跡地構想図にて示してきた置戸市街地入口エリア、そして宮下町内の盛土撤去跡地エリア、それから森林工芸館を中心としたエリア、この3つのエリアの具体的な検討を進めていかなければならないということでございました。この3つのエリアの検討を進めるということには財源確保というような理由があるというようなことでありましたけれども、社会資本整備総合交付金というようなこともその中では出てまいりました。そんなことを含めましてですね、今年度木道プロムナードに着工しなかった、来年度ということになるんだと思いますけれども、その他の3つのエリアの今までの利用計画の検討、それから進捗状況、実施予定を伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 ふるさと銀河線跡地利用計画の実施予定についてのご質問であります。まず初めに木道プロムナードの建設実施につきましては、市街地中心部のぼっぼから生涯学習情報センターまでのエリアにおいて昨年度基本設計を行って以降、デザインも含めた植栽、花木の選定、あるいは木道部分に使用する素材の検討などを行っております。今議会の補正予算に木道プロムナード試験施工にかかる経費を計上いたしました。この試験施工の調査結果を踏まえまして平成27年度に実施設計を上げたいというふうに予定をしたところであります。

次にその他のエリアの実施予定であります。まず市街地入り口部分の鉄路を残したエリアにつきましては、川まちづくり計画により常呂川と鉄路を活用しての整備を検討しておりました。しかし、

昨年１０月の大雪によりまして国道側の斜面から鉄道用地内へ多数の倒木が発生をいたしました。現状では撤去作業やあるいは安全対策に実は多額の費用を要するものだというふうに思っております。

現地調査にあたりましては北海道開発局からの助言と言いましょか、いろんな意味でご協力を今日までいただけてきました。それだけに、この活用というものについては非常に判断が難しい状況であるというふうに言わざるをえないと思っています。今後の検討結果にもよりますが、本年度中に方向性を決定したいというふうに考えていますが、現時点においては今の倒木の問題、あるいは擁壁の問題、さらにはご承知のように国道から常呂川の方に面している線路跡地でありますので、いわゆる安全対策、こうしたことを含めて考えなければならないわけではありますが、構想は構想として申し上げてきましたけれども、この実現にはやはり最も重要であります安全性の対策に多額の事業費が必要であるということを考えますと、かなり実現としては難しいかなというふうに思っております。

次に宮下町内の盛土撤去した跡地であります、町道を挟んで上手側にご承知のように現在公営住宅のまちなか団地ということで本年度５棟１０戸の公営住宅を建設しております。平成２８年度からは引き続いて６棟１２戸の建て替え予定をしているわけではありますが、市街地中心部への建て替え要望が多いということがありまして、なんとかこの中心市街地の中で建設をしたいと、建て替えをしたいというふうに考えております。

盛土を撤去した銀河線跡地の場所が、この５棟１０戸の隣接地でもありますので、公営住宅の用地として活用できないかどうか今検討中であります。公営住宅等の建物を建てたとしても、行き止まりと言いましょか、そういうような状況がありますので、建物と同時に道路と言いましょか、これらについても１０分検討しなければならない敷地でもありますので、建てた後住みよい形にならなければなりませんので、その辺のことを十分検討して用地を決めたいと、このように思っています。

最後に森林工芸館のエリアについてであります、オケクラフトを取り巻く環境というのは議員もご承知のように誕生から３０年が経過する中で大きく変化をしてきました。３０周年記念事業の中でも多くの意見をいただいておりますが、生産体制あるいは販売体制などのソフト面の整備を始めとして、拠点施設のリニューアルの時期に来ているというふうに思っております。今後秋岡資料の活用あるいは郷土資料の保存、あるいは活用方法も含めて関係団体、関係機関の皆さんのご意見もいただきながら整備の方向性を決定していきたいというふうに思っております。これらの事業に係る財源につきましては、一つはふるさと銀河線の跡地活用等の振興基金、それから一般的と言いましょか、通常の財源対策として出てくるわけではありますが、過疎対策事業債の他に都市再生整備計画事業による社会資本整備総合交付金の活用というものを検討しております。特に国の交付金を活用する場合には事前に３年から５年程度の全体計画の作成が必要だということになりますので、計画の策定にあたりましては関係の皆さんのご意見をいただきながら、少しでも早くスピーディーに進めていきたいと、このように考えております。

いずれにいたしましても、冒頭申し上げましたように、これらの議員からご質問をいただいておりますゆーゆーの問題、また木道プロムナードを始めとしている鉄道跡地の有効活用の問題については相当な事業費が必要になってきますので、全体的な財政の運営ということもきちっと検討しながら対応していきたいと、このように思います。

○佐藤議長　４番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 木道プロムナードの部分には27年度で手をつけるということ、それから入り口部分、その部分も安全性の関係でなかなか厳しいかも知れないけれども、平成26年度、今年度中にある一定の方向性を出したいと、それから宮下のエリアの部分には町営住宅建て替え部分の6棟12戸、それを建設できればいいかなというようなことで今年度中に方向性を出すと。それから工芸館のエリア、これもいずれ今までいろいろ議論をしてきましたので、構想図に書かれていたような形になるのかなというふうには想像がつきますけれども、これも早急にある一定の方向性を出しながら26年度中には結論を出したいというようなお答えでよろしいでしょうか、確認だけしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 先程検討をするということが冒頭にありましたのでね、そういうことで努力をしたいと、このように思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 努力をしたいということと、検討をしたいということと、どういう違いがあるのかちょっとわからないところもありますけれども、長年ずっと銀河線廃止以来この部分は置戸町内の跡地利用ということで進んでこなかったというふうに思ってます。いろいろな話し合いは続けてきたという経過はありますけれども、時間が経てば経つほど人口も減ってきますし、今になっては木道プロムナードに2億数千万円かけて今更やる必要があるのかと言うような人が出てくるような状況でもあります。計画を立てて一刻も早く進めていっていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。仮称地域間バス運行実施整備に向けての具体的な方法、時期についてということでお伺いをいたします。6月定例議会にて地域間バスの地域間交流のインフラ整備が今こそ必要な時期ではないかということで質問をいたしました。答弁としては高齢化率40%を超えた置戸にとっては早急な対策が必要だと考える。そして置戸の実情に合った地域間バスのものを知恵を出しながら100周年の当初ということは無理としても、100周年の締めくくりくらいには間に合うように検討をしていきたいというような答弁でありました。

そこで改めてお伺いするわけですが、どのような方法で議論し、知恵を出し、実施に向けて進めていくのか。そしてこの6月の答弁の通り100周年は無理としながらも、101年、平成28年度になるとは思いますけれども、それを目途にするのかお伺いをいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 今3点目の地域間バスの運行実施に向けてのことについての前に、本当はプロムナードのことだとかって、また申し上げると議論が発展していきそうなので、本当はどうしようかなというふうに思ったんですが、こういう事業というのはある種この町で生活している中でゆとりみたいなものをね、感じてもらえるような町の雰囲気をつくるのか、そういうものをやっぱり作りたいというのが私にあるんですよ。

今木道プロムナードのところの構想を何回か町民の方々にもお話してきましたので、議員もいろいろとご理解いただいていると思うんですが、役場の中にもいろいろ知恵者がおられてね、イギリスのようなガーデンを考えたらいいんじゃないかというようなお話も出てたと思うんですよ。そういう中でですね、これからどんどん高齢者が増えていく。そうした中で先程石井議員の児童遊園地の話も

ありましたけれども、高齢者の遊園地という言い方がよいかどうかにしても、高齢者にとってそういう遊園地みたいなものがですね、ここの木道プロムナードの花を植えたり、花木を植えたりという部分に、そういうものがあつたらいいんじゃないかという意見もあるんですよ。そして、できるだけ早くやっぱり創り上げていきたいというのはもちろんありますけれども、そういうようないろんな意見の中であるほどなというようなこともあるものですから、それで少し時間がかかっているということも、これもまた事実だということで受け止めていただければなというふうに思います。できるだけ元に戻らないようにお願いしたいと思います。

それでは3つ目の地域間バスの運行実施に向けてのことでありますが、6月の定例議会で議員からご質問をいただき、実施に向けて検討していきたいと、このように申し上げております。本町では現在高齢者あるいは障害者の方への通院支援、病院にかかっている人達に対する支援であります。それと通学バスあるいは患者輸送車というものを運行しているのはご案内のとおりであります。これらの交通対策の現状分析として、やはりきちっとしなければ、現状分析をきちっとしなければならないという課題がございます。

スクールバス利用の可能性、あるいは患者輸送車の利用状況、あるいはハイヤーチケットの交付事業などの利用実態、これらをきちっと分析を行った上で今後の利用見込みというものを推定しながら行うということになろうかというふうに思います。その上で現状の交通対策の拡大で対応が可能かどうかということも検討しながら地域間バスの導入の判断を行っていききたいと、このように思っております。

また一方、公共交通事業者との調整も重要になるわけでありまして。御案内のように北見バス、本町はじめ訓子府それから陸別町にとっても唯一の公共交通機関でありますので、この現行の路線バスを守るということも重要な交通施策であるということでもあります。運行路線やあるいは区域について、この地域間バスの地域交通ネットワークにおける役割分担、これらを明確にした上で路線バスと競合しないように、そうした点を留意しなければなりません。現段階では患者輸送車あるいはバス交通費の助成事業、ハイヤーのチケット交付事業などの利用実績、問題点、あるいはスクールバスの利用拡大に当たっての手続き、あるいは近隣町で実施しているように聞いておりますが、タクシーの助成、あるいはバス賃助成、こうしたことも情報としてきちっと検証してみたいと、そのように思います。

このほかに平成27年度から始まる第6次の介護保険利用計画の策定委員会、先日第1回目の会議を開かせていただきました。65歳以上の方を対象として実施したニーズ調査の内容なども参考にしながら、この委員会でも議論をいただくということになろうかというふうに思います。議員から実施に向けた具体的な方法あるいは時期とのご質問であります。今申し上げた点を検証しておりますのでご理解をいただきたいと存じます。6月の議会でも申し上げましたけれども、来年の100周年記念の締めくくりに間に合うように決定をしたいとこのように思っております。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 100周年の締めくくりにには間に合うように進めていきたいというような答弁をいただきました。それは6月の時の答弁と同じということで納得するわけですが、一つだけですね、例えば主管と言いますか、どこの課がこれを担当するのか。例えばスクールバス、これになると建設課、施設整備課になるのかなとか。あと患者輸送とかその辺になると福祉課ほのか

になるのかなと。いろんな横断的な課が全て関わってくる事業になると思います。そういった意味で具体的に進めるにあたってどのような形で検討を進めていくのか、その辺確認したいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 今日まで公共交通機関としてのバス、これらとの関係もありますし、今までいろいろと検討してきた経緯もありますので、町づくり企画課の方で対応させたいと、このように思っています。

○佐藤議長 4 番。

○ 4 番 岩藤議員〔一般質問席〕 町のいろんな新しい施策、企画課が中心になって進めていくという、それがいちばん妥当な方法というか、そういうことなんだというふうに思います。以上 3 点について質問してまいりました。これは議員である自分自身の悪さでもあるのかも知れませんが、一般質問をしたらただけ、聞いて答弁をもらっただけというような形でいつも反省しているわけですが、今回その再確認ということで、町長に今更また聞くのかというようなことだったかも知れませんが、3 点について質問をさせていただきました。

ただ、今回国の方で内閣改造の目玉というようなことで、地域再生というような言葉が毎日新聞やテレビに出てきます。人口減対策だとか地域活性化だとか、やっと地方に自民党も目を向けてこれから進めていくのかなということで、ある意味期待をしているわけですが、暗にばらまきになるのではないかといろんな懸念材料も言われてはいますけれども、少なからずとも地方に目を向けてくれたと。そういった意味で新しい交付金の創設といったような話も報道されております。是非ともこの 3 つの事業、このほかのこともあるでしょうけれども、そういったものに上手に乗っていただいて、置戸の新しい事業、そういった財源対策というものを確保しながら進めていただきたいと思います。置戸の新しい事業、そういった財源対策というものを確保しながら進めていただきたいと思います。置戸の新しい事業、そういった財源対策というものを確保しながら進めていただきたいと思います。置戸の新しい事業、そういった財源対策というものを確保しながら進めていただきたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 国の方ではいわゆる地方再生と言いましょか、新しい手法をどう作っていくのかということでいろんな表現がありますし、そういう大臣のポストもできました。問題はやはり真にそれが地方のための政策になり、また交付金についてもやはり地方にとって、市町村にとって、その交付金が有効でなおかつあまり面倒な手続きがない中で交付されるのかなという、そういう期待感はいろいろ持っています。しかし、まだまだ具体性と言いますか、具体的にどうなるのかというのはまだ明らかではありませんので、期待はしてますけれども、その辺の具体的な内容についてきっちと置戸町的に見せていただいて、そして最大活用させていただきたいなと、そのように思っています。

○佐藤議長 4 番。

○ 4 番 岩藤議員〔一般質問席〕 今年の地方交付税も減らされたというふうに聞いております。来年度の地方交付税も減らされるというような予定だということでございます。この新しい交付金、どんな形になるかわからないですけども、町長が言われましたように有効に、置戸町にとって有効になるような使い方で事業を進めていっていただきたいなというふうに思います。以上で終わります。

○佐藤議長 1 番 嘉藤均議員。

○ 1 番 嘉藤議員〔一般質問席〕 通告に従いまして農業の振興についてということで町長に質問をしたいと思います。午前中の佐藤勇治議員の質問と大変重なる部分もあろうかと思いますが、お

許しをいただきながら質問をさせていただきたいと思います。

本町の基幹産業である農業であります。近年と言いますか、取り巻く環境が大きく変わってきました。先日、9月8日に行われました議会の作況調査ではおおむね各作物とも平年作以上ということでひとまず安堵をしたところでもあります。さらには今後のスムーズな収穫作業を望むところでもあります。

さて、農業を取り巻く環境ですが、気象、高齢化、海外との競争等と様々な変化があります。気象では温暖化のせいか、北海道の米作りが適地になったり、置戸においても小豆や直幡のビートが当たり前のように言いますか、平年作が取れるような収穫が出てきたと大きく変わった部分がございます。また、干ばつや集中豪雨、月はずれの降雪、降雹など予測できない現象が頻繁に起こっております。高齢化ということでは後継者や土地の流動化の問題や課題、外国との競争では様々な貿易交渉と先の見えない環境の中にいると思います。町としても土地改良に力を入れたり新たな会社に支援をしたりということではいろいろな角度から基幹産業を支えてくれているんだと思っておりますし、私も農業者の1人として改めて感謝申し上げる次第でもあります。

最近では秋田地区に設立された雄勝TMRセンターの支援ということもありました。地域を越えた6戸の酪農家が素晴らしい成果を上げていると聞いております。置戸においては先駆的な取り組みであり、構成員には敬意を表したいと思っております。そこで農業振興の一つの観点から第2第3のTMRセンターができることを望みたいものです。自主的な挙手がいちばんではありますが、行政や関係者による積極的な指導や誘導が必要だと考えますが、町の取り組みや町長のお考えを伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 農業振興についてということでご質問をいただきました。先程の佐藤議員に対する答弁と重複する部分がありますが、お許しをいただきたいと、このように思います。農業を取り巻く情勢、TPP問題を始めとしてめまぐるしく変化する農業政策、あるいは規制緩和の動きなどを考えますと、本当に厳しい状況が続いているなというふうに認識をしているところであります。また、後継者問題、あるいは労働力不足の問題といったことも地域農業の振興において解決しなければならない大きな課題であります。

ご質問の中に雄勝フィードサービスに続く第2第3のTMRセンターの建設を望むということですが、私もこの雄勝フィードサービスの立ち上げの際に、そして立ち上げた後の実績と言いましょ、本当に素晴らしい成果を上げているというふうにお聞きしております。大変嬉しく思っております。そこでこの第2第3の建設も期待しているところであります。

平成22年1月に雄勝フィードサービスの役員の方から設立の際にいろいろと説明を受けたことがございまして、その時に役員の方々の言葉としていろいろありましたけれども、異口同音に彼らが申し上げていたのは、私はなぜ国の補助制度というものを利用しないんだということを申し上げたわけですが、彼らの言葉からすると補助金を利用するには制約も多いと。と同時に1年間、あの時で言えば1年間待つようなことになってしまうんだと。1年間待ってられないという言い方もいかなものかなという気もしないわけではありませんけれども、彼らの言葉を借りるとそういうことであります。いわゆる1日も早く事業実施をしたいというような強い。また熱い決意がそこにかがえました。もちろん第2第3のTMRセンターの建設に当たってもそうではありますが、行政や農協

などによる指導も確かに重要だというふうに思います。指導が必要ないというふうには申し上げるつもりはありません。ただ、今申し上げたように、雄勝のフィードサービスのやはり成功の私は最も大事な事の中にも彼らの熱意というのか、それがやっぱり大きかったと思います。決意と意欲と言った方がいいのでしょうか。ですから、少なくともこれがないところには私はそんなに期待はできないというふうに言ってもいいくらいに思っております。

こうしたことはやはり新しい事業を立ち上げる場合に私は不可欠なことだと思っています。経営規模の拡大あるいは労働力の不足などの農業が直面する大きな課題に向けては、課題解決に向けてはこのTMRセンターあるいはコントラクター、そして私は避けられないだろうというふうに思っていますが、農業の法人化の問題、これらについていずれも私は有効な施策の一つだというふうには考えています。そうしたことを考えますと、きたみらい農協あるいは関係団体と連携をして、積極的にこうした問題について行政も関わりを持ちながら支援をしていきたいと、そのように思っております。

先程もちょっと申し上げましたけれども、参考であります。今年の7月に置戸町酪農振興会の総会がございました。その時にこのTMRセンターあるいはコントラクター事業、これらについての意見交換会があったように聞いております。私も都合でちょっとこの総会に出席できなかったんですが、担当課長の方からそのように聞いておりまして、その席上にこの雄勝のフィードサービスの役員の方もアドバイザーと言うよりも今日まで経験してきたことの内容をお話されたんだというふうに思いますが、そうした動きと言いましょか、ことがあって、集まっておられた酪農家の人たちの理解も十分深まったように聞いております。

いずれにいたしましても、こうしたことが大きな置戸における酪農あるいはいろんな農業全体にも言えることでありますけれども、議論をし、また検討会議を何度か開くことによって理解も深められるということになりますし、新しい一步を踏み出すきっかけにもなるだろうと、このように思っております。とりわけ今酪農振興会がやろうとしていること、そしてそれに経験値と言いましょか、そうしたことで応援するという、こうした体制もあるということは非常に望ましい形にあるというふうに思いますので、できるだけ行政としても支援していきたいと、このように思います。

○佐藤議長 1 番。

○1 番 嘉藤議員〔一般質問席〕 町長から今町の取り組みと言いますか、町長の考えを伺いました。もちろんやはり町長のおっしゃる通りリーダーと言いますか、意欲を持って取り組めると言いますか、みなさんで取り組むと言いますか、そういうことはいちばん大事だと思いますし、それをしていかないと行政主導ではなかなかそういうグループというのはできないかと、私も実感をしているところであります。

私は以前農地の流動化ということで質問をしたことがありました。その中でも法人化の問題と言いますか、法人化に向けて、あるいは人・農地プランと言いますか、地域での話し合いということの重要性を答弁いただいたことがありました。残念ですがと言いますか、現場ですけれども、地域や集団におきましてなかなか将来課題に向けた議論がなされていないというのが現状であります。本来であれば、もう地域営農集団の中で辞めていく人は、俺はこれでいいんだなんていう考えの人の中にもおりますけれども、そうじゃなくて、これからの地域の農業、面積、土地などをどうやって持っていくんだということでの議論が今から重要になってくるのかなということも痛感しているところです。そ

ういうことに向けても行政の方から口添えと言いますか、農業委員会ですとかいろんな関係機関とも話し合いを持ちながら進めていくべきではないかということを考えておりますけれども、その辺について町長の考え方を伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 今議員もご承知のように、農協改革をどう進めるかということでいろんな人のいろんな意見があることも承知されているかなというふうに思います。そこで農地の話も出ましたけれども、今政府はこの自治体が認めるプロ農家と言っていいんでしょうか、認定農業者、全国で23万人ほどいるわけでありましたが、そこにほとんどの農地を集めようとしているわけでありまして。このことはどうなのかという議論は当然しなければならないことだと思います。もちろん国レベルの話でありますから、なかなか地方の私どもの声がどの程度届くかどうかというのはともかくとして、やはり認定農業者というのは農家全体、これは全国のことではありますが、実は1割にしかならないということでもあります。残りの9割についてはまずどうするのかというのが率直に言って地方行政を預かる、しかも基幹産業が農業だという町の首長としては非常に心配するところでもあります。もちろん高齢になってきてますし、零細農家というにはちょっと失礼にもなりますけれども、そういうところ、そういう人たちが持っている農地について言えば、やはり適正な形で次の人たちあるいは周辺の人たちにバトンタッチしていくには、やはり10年はかかるだろうというふうにも言われております。ですから、拙速にですね、こういう問題について結論を急ぐということは私はいかななものかと思います。

先程佐藤議員の答弁でも申し上げましたけれども、やはり単に農作物を作って売ることだけじゃないんだということをですね、やはり中央の方にもそうした声を正しく理解してもらわなければならないことがやっぱりあるというふうに思っています。ですから、そうした意味ではもちろん置戸は置戸の中でという議論は重要なことでもありますけれども、やはり国の政策というのは何と言っても大きいわけでありまして、その地域の今申し上げたようなこと、実体と言いましょか、そのことを正しく伝えていきたいなとそう思うと思います。そうした中で置戸の農地のことについても、もちろん農業委員会とも協議をしなければなりませんけれども、議論と言いましょか、協議を深めていきたいと、このように思います。

○佐藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員〔一般質問席〕 本当に農地の流動化ということでは、次の時代のと言いますか、農業者だけでなく、今新しい会社と言いますか、企業の方にも農地を持たすような話も出てきていること自体、置戸町としても心配をするところでありまして、本当に農業者に有効に土地が利用されることがいばん望ましいのかなというふうに感じておりますし、またもう一つには農家地帯がなくなると言いますか、衰退していくということについては人口の減少も含めて町の勢いと言いますか、元気がなくなる原因のひとつにもなりますし、地域の崩壊にもつながるのかなという考えもあります。

そこで農地の集約とかいろんなことがありますけれども、農家がこれ以上戸数が減らないでというのはなかなか難しい問題だと思いますけれども、少なくとも集落がなくならないような体制をとっていくべきではないかと考えていますし、そういうことを早急にしていかないと、置戸町においてもますます人口が減ってくるのかなという心配をしております。その辺町長もちょっと考えは同じだと思いますけれども、今のところをちょっとお伺いをしていきたいと思います。よろしくお願いします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 これは農業者の方に限らないことでありますけれども、やはりそれぞれ産業を営み、そして自らの生計を成り立つようにしているわけでありまして、私は同時に町のためにやっぱり尽くすという表現がいいかどうか、ちょっと難しいところでありまして、やっぱり自分たちが住んでいる町のためにそれぞれがやはりそれぞれの力で無理することはないんだけれども、やはり役に立つというのか、そういうこともやはり同時に必要なことだろうと思います。それは何も農業者に限ったことではありません。置戸町に住んでいる人たちすべてにそのことは言えるんだというふうに思います。そうした中で町の活力と言いましょうか、町ににぎわいを持たせていく大きな要素につながっていくであろうと、そのように思います。

○佐藤議長 1 番。

○1 番 嘉藤議員〔一般質問席〕 今後の農業と言いますか、町の発展のためにもですね、基幹産業はこれからもしっかりと根付いていくことを期待申し上げて私の質問を終わりたいと思います。

○佐藤議長 8 番 阿部光久議員。

○8 番 阿部議員〔一般質問席〕 通告に従いまして町長に質問をいたします。

本年も多くのご団体として町民の参加の下、5月11日全町クリーン作戦が実施されました。例年ゴミが大量に捨ててあるパーキングの周辺でありますけれども、町の入り口であります北光パーキングの担当の団体は行動計画によりまして3団体となっております。実際には2団体で、いずれも女性の団体であります。うち1団体は北見方面の路側帯のゴミ拾い、残りの1団体がパーキングのゴミ拾いを行ったそうでございます。路側帯のゴミ拾いを終えた団体も合流し作業に当たったそうであります。ゴミの量が非常に多かったこと、現場が非常に急峻で足場が悪く、手渡しなど悪戦苦闘の回収をされたそうでございます。

後日談でありますけれども、とても女性が対応できる状況ではなかったそうであります。例年坂下のゴミ拾いは行っていたとは聞いておりませんけれども、捨てられているゴミを見てしまえば目をつぶって帰ってくるわけにはいかないと思います。

そこでゴミ拾いじゃなくて、ゴミ捨てをさせない工夫が必要になってくるのではないかと思います。これが絶対といった方法はないと思いますけれども、他の自治体でもアイデアを凝らした看板の設置がなされています。ゴミを捨てようとする者の視覚に訴える効果的な看板の設置で、ごみゼロがさらに推進できればと思っています。また、回数を重ねた全町クリーン作戦も担当する団体、受け持ち区域を含め見直しが必要な時期になっているのではないかと思いますし、町民が対応できないものにつきましては業者委託も必要になるのではないかと、このように思っています。町長の考えを伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 全町クリーン作戦の見直しと言いましょうか、ポイ捨て防止対策についてということでご質問をいただきました。全町クリーン作戦、昭和53年から始まっておりますので36年が経過しました。本町の春の風物詩と言っているかどうかちょっと、そういうような状況に来ているくらい定着しているというふうに思います。例年多くの団体あるいは組織の皆さん方にご協力をいただいていることに心から感謝を申し上げたいと、このように思います。

今年も5月11日に実施した際の北光パーキング付近の件でお話がありました。ゴミの量が多い

上に、かつ急な法面への散乱があったというふうにお聞きしておりまして、担当していただいております女性団体、運悪く女性団体なんですねこれ、担当していただいているんですが、皆さんには本当に御苦勞をおかけしたというふうに思います。このことを受けまして北光パーキング場の管理者であります網走開発建設部北見道路事務所になりますが、そこと協議を行っております。

1つ目のここでのゴミ捨てに対する注意喚起、あるいは不法投棄の抑制を目的として道路管理者によるポイ捨て禁止用の看板について、看板の設置について開発の方に申し入れを行いました。しかし、開発からの回答が費用対効果が薄いと、したがって看板は難しいというような回答がありましたので、それじゃ町独自で看板の設置も考えましょうかということでもいろいろと検討しました。しかし、この看板を開発の土地に建てるということになると、前段に費用対効果が薄いと言っている機関のところに立てさせてくれという許可という部分についてなかなか面倒なところがございました。議員の方からもいろいろと考えなりアイデアというものをいただきましたけれども、道路事務所ともそうしたことも含めて再度協議をさせていきたいというふうに思っています。

クリーン作戦に合わせてチェーン着脱場周辺のゴミの清掃についてでありますけれども、来年からこのクリーン作戦に合わせて道路管理の委託業者、ここの業者の人が一緒に清掃に当たっていただくというようになりましたので、来年からは女性団体の人たちが担当する区域であったとしてもですね、業者の人たちがかなり法面だとか傾斜地のきついところについては業者の人たちが手伝ってくれるだろうというふうに思っております。

常日頃からゴミのない環境というものを整えることが大切でありますので、そうした意味では随時パトロールというものを行っていかなければならないというふうに思っていますので、少しでも今申し上げたような日常における随時パトロールというものを展開していきたいと、このように思っております。全町クリーン作戦、冒頭にも申し上げましたけれども長い歴史もありますし、このことはある種置戸のまちづくりにとっても重要なそれぞれの役割だというふうに思っていますので、これからもご理解をいただいて継続していきたいと、このように思います。主催をしていただいております置戸町自治連絡協議会ともこの辺のことも十分協議しながら、状況によっては担当区域の見直し等も含めて検討したいなというふうに思っていますが、そうしたことも含めて町民の皆さんのご理解とご協力を今後ともよろしくお願い申し上げたいと、このように思います。

○佐藤議長 8番。

○8番 阿部議員〔一般質問席〕 町長からお話があったように、北光パーキングにつきましては道路事務所が管理者でありますからなかなか難しい面もあるかと思います。一歩外に出ますとというか、あそこにお墓がございます。明治43年8月15日鉄道開通に合わせて建てられた鉄道工事人夫死亡者の墓であります。それは御存じだろうと思いますが、これが道路改良によりましてあそこに設置をされているわけであります。また車道とパーキングの境界にはボランティアによって植栽をされている花壇が大変きれいな花を6月から10月まで咲かせておりまして、ドライバーの目、そして心を和ませることで安全運転にも寄与しているんじゃないかと思っています。

そんな場所がありますから、ゴミが捨てられないようにするための対策がぜひ必要でありますし、ゴミがなければ拾う必要はございません。その辺もよくご理解をいただきたいなというふうに思います。先程も申し上げましたけれども、現場が急峻であったこと、1名が滑落をし、ただ怪我をされな

かったから大きな話題にならなかったんだというふうに思っています。

また、担当区域、団体の見直しでありますけれども、全町クリーン作戦が開始をされて、先程も言われたように36年の経過がしております。当初の人口から考えますと大幅に減少して参加者の数も少なくなってくるのではないかと、このように思っています。常呂川の河川清掃で考えれば、立木または草の繁茂によって作業困難な場所も見受けられます。行動計画書の連絡先の変更だけではなく、現場の状況がどうなっているかも事前に点検をしていただき、どの団体が担当すべきか、安全に作業を進めるにはどうすれば良いのか、考える時期にきているのではないかと思います。このことにつきましてはかがかお伺いをします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 こうしたポイ捨てなんていうものについて言えば、やはり私は置戸の人ではないというふうに思っています。それだけに、やはり町を愛し、町の環境を良くしたいという思いを持っている置戸町民に対して極めて私はまずいんじゃないかというふうに思っています。北光に住んでいる人で、坂道を下って置戸の市街に入ってくるときに、火ばさみでしょうか、そして袋を持って道路の歩道と言いましょうか、そこに落ちているゴミを拾いながら置戸の市街に下ってきているという方も何度も見ております。

私は基本的にと言ったらおかしいですけども、そこに置戸の町民の人たちの心があるんだというふうに思います。ですから、町によっては監視カメラを設置するとか、当然そのカメラを画像として撮られるわけでありますから、警察の方にそれを提供し、厳しい対応をするというような動きも他所の町ではあるようにも聞いたりもしています。しかし、どうでしょうか、私はうちの町はこういう思いで町を作ってきているんだ。町の中にそうした花を飾っているのも、そうした気持ちと言いましょうか、そういうものがあるからなんだということを、私はやっぱりポイ捨てをしている人たちにも感じていただけるような、そういう町でありたいなと思っています。もちろん綺麗事だけでは済まないということは当然あると思いますけれども、私はそういう方向で置戸町民が力を合わせてきれいな町にしていくというのも、私はそれもまた大きな意味合いがあるんじゃないかなというふうに思います。先程も申し上げましたけれども、随時パトロールと言いましょうか、そうしたことにも行政としては努めていきたいなというふうに思いますので、地域の方々にもそうしたことでの協力も願えればありがたいなと、そういうことも思います。

○佐藤議長 8番。

○8番 阿部議員〔一般質問席〕 心構えにつきましては十分に理解をしたつもりであります。ただこの看板につきましては私が勝手に考えていることではなくて、その担当した女性軍団からの要望でございますから、そういうことも考えてぜひ開発局とも交渉にあたっていただければなというふうに思いますのでよろしく願いいたします。私の質問を終わります。

○佐藤議長 これで一般質問を終わります。

◎日程第 3 議案第 4 3 号 置戸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例から

◎日程第 8 議案第 4 8 号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてまで

————— 6 件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第 3 議案第 4 3 号 置戸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例から日程第 8 議案第 4 8 号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてまでの 6 件を一括議題とし、これから質疑を行います。

議案の順序で行います。

〈議案第 4 3 号 置戸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 まず、議案第 4 3 号 置戸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に進みます。

〈議案第 4 4 号 平成 2 6 年度置戸町一般会計補正予算 (第 4 号)〉

○佐藤議長 議案第 4 4 号 平成 2 6 年度置戸町一般会計補正予算 (第 4 号)。

第 1 条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書 (第 4 号)、6 ページ、7 ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。2 款総務費、1 項総務管理費。3 款民生費、1 項社会福祉費。4 款衛生費、1 項保健衛生費。

質疑はありませんか。

4 番。

○4 番 岩藤議員 ふるさと銀河線跡地周辺整備に要する経費のところですけども、試験施工ということで委託料 2 5 0 万円見ております。説明では使用する予定の木に似たもの、ブロックの耐用実験というか、そういうものの試験の成功を委託料というふうに聞きましたけれども、普通メーカーから何かを購入する時に、基本的には購入者側はお金を出して、そのものの試験をしてみるなんていうことは普通考えられないと思うんです。普通はメーカー側がこういう耐用の能力がありますよということで売り込みに来る。それを買う、購入するという形が基本だと思うんですが、この 2 5 0 万円というのは町が持たなくてはならないものなののでしょうか。そこまでしてもこの部材を購入しなければいけないということなんでしょうか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 ただいまご質問をいただきました、木道プロムナードの試験施工の内容の経費ということのご質問でございました。説明でも申し上げましたが、基本設計の中で素材の検討をいたしまして、耐久性ですとか維持管理面、今後の施工後の維持管理面を考えまして、現在候補に挙げましたのがこの再生木材という原料であります。多少、この原料についてご説明も申し上げたいというふうに思うんですけれども、材料の内容なんですけれども、これはリサイクル材でございまして、廃プラスチックと廃木粉をだいたい同程度ぐらい混ぜ合わせたものに多少の着色料をつけた製品になります。見た目はほぼ木材のように見えますけれども、プラスチックが混ざっていることから手触り感などはやはりプラスチックに似たイメージもございます。

強度的なもので言いますと、プラスチックが入っているということで熱膨張の係数がちょっと大きくなっています。要は夏場の高温では多少伸びると、逆に言いますと冬は多少縮むということがあろうかというふうに思います。それから、使用しようとしているこの再生木材の表面のことになるんですけれども、全くの凹凸のないフラットの面を使用するという方法もあるんですけれども、多少凹凸と言いましょうか、溝がずっとついている物を歩行面に施工するという2通りの考え方が今ございまして、一般的に考えますと歩く部分ですから夏冬問わず安全面を考えますと、おそらく凹凸のある方が安全面は高いのかというふうに考えております。ただ、この材質を使いまして、実際に道内の中で施工されている場所なども多少お話をお聞きしたり、調べたりしたんですけれども、オホーツク管内の方に多少この材料を使った公園内の施工事例はあったんですが、主に札幌市を中心とした公園、ご承知だと思いますが、例えば西岡公園ですとか、平岡公園ですとか、それから札幌にありますけれども旭山記念公園ですとか、それから手稲の方にございます星置の方の公園ですとか、いずれも使用事例が木道なんですけれども冬場の間使用をしていなかったり、気候条件が少し違うというふうに想定をしております。そういう面でこの冬場の試験が必要でないだろうかという考えをしたわけでございます。実際には、この予算で施工予定しておりますのは、基本設計の中で単線に敷設する木道部分の幅2メートル50センチほどを想定しているんですけれども、長さに言いますと15メートルぐらいできるかなという内容でございます。

それから、これは使用する材料のことなんですけれども、このほかに実際に鉄道の下に現在木製のまくら木が敷設されているんですけれども、このままの状況で木道を作成致しますと、もうすでに廃線になりまして相当期間が経過している上に、今後のことも考えますと、やはり木道の下に見えない状況で、そのままの状況で続くこととなりますと腐食がおそらく発生するだろうという想定もしております。基本設計の中で実はまくら木の部分をコンクリートに入れ替えて、この木道プロムナードを完成させたいというふうに実は考えております。その中でやはり課題になってきますのは、鉄道面、おそらくかなりきちとした路盤であるだろうというふうな想定はつくんですけれども、入れ替えた中で施工をして、言ってみれば冬が明けた春の状況ですか、凹凸なんかもおそらくでてくる部分があるのかなという疑問も多少ありまして、そんなことを試験をしてみたいということと、それから、この冬場に木道プロムナードの上を利用していただくかどうかということで、除雪をどのような方法でしたらいいのか、これは機材を入れても可能なかどうか、それからきれいに除雪をいたしますと天候の良い冬場の場合は雪は溶けます。そうしますと先程ちょっとお話いたしましたとおり、歩行面凹

凸を予定しているとすれば、溝の部分に水が溜まったものが、また夕方になると凍ったりするという現象が多分あるだろうというふうに思っていますので、そういった面の安全対策上のことで試験をしたいという思いもあります。

それからもうひとつは、やはり１５メートル程度になろうかと思えますけれども、実際に施工した物を見ていただく、歩いていただいた上で、町民の方々のご意見などもやはり聞いておきたいなという思いもありまして、試験施工をしたいというふうに考えておりました。

最後にご質問の経費の関係なんですが、この施工に関しましては、やはり技術的な問題があります。施工方法上の技術的な問題もあります。従いまして、これを扱っている業者さんの、そういう技術面の協力のほかに、多少でありますけれども、先程岩藤議員からお話をされましたような、通常本当に小規模なものと業者さんの負担において試験施工などを行う場合があるんですけれども、やはり一定区間確保した上で、歩いてみた状況なども確認してみたいと言うことで、少し一般の業者さんでやっている、サービスの的にやっている施工とはちょっと違った形で大きなものになると思われますので、それらを含めた経費として２５０万円計上させていただきましたのでご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○佐藤議長　しばらく休憩します。１４時５０分から再開します。

休憩	１４時２８分
再開	１４時５０分

○佐藤議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の質疑を続けます。

〈議案第４４号　平成２６年度置戸町一般会計補正予算（第４号）〉

○佐藤議長　議案第４４号　平成２６年度置戸町一般会計補正予算（第４号）。事項別明細書、６ページ、７ページ。

歳出。２款総務費、１項総務管理費、ふるさと銀河線跡地周辺整備に要する経費から。
４番。

○４番　岩藤議員　先程の続きになりますけれども、企画課長の方から詳しく説明がありましたけれども、昨年常任委員会でしたか、議員協議会でしたか、その新しい素材というものをを見せていただきました。手にも触らせてもらいました。その時の、あれは施設整備課が担当ということで説明を受けたと思いますけれども、その時の話では、ある程度実績のあるものであってということで、置戸町としてそれを敷設したいということで説明を受けたと思います。それをですね、今更と言いますか、この段階になって置戸町が費用を出してその試験をやってみるということはちょっと納得ができないんですが、先程も言いましたけれども、メーカーサイドでこういう部材でこういった性能があるということの売り込みから、こういうものを使ったらいかがでしょうかということが始まるんだと思うんですが、それを町費を持ち出して施工するというのはちょっと納得がいきません。いかがですか。

○佐藤議長　町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長　ただいまのご質問ですけれども、先程もちっと一部触れましたが、通常、

民間事業者の場合ですね、自社の製品を宣伝するという意味合いで業者の負担において、言ってみれば試験施工をするということはよくあるだろうというふうに思います。

今回もその辺のことにつきましては、お伺いをしてみました。一般的な、今言ったような民間事業者サイドの施工ですと、面積で言いますと10平方メートルぐらいでしたら、これも基礎部分は通常特別に何もしないような場合ということになっていくんですけれども、それで先程ちょっとお話をしました札幌などの活用例なんかも調べてみた中に、まず使用期間についてはあまり冬期間使用されていないというのが現状のようであります。それで、そのことはいちばん気になったところであります、特別施工上、何か問題があるということではございません。ただ、先程申し上げましたとおり、鉄道部分のまくら木を入れ替えた上で施工するという工法自体が、今その方向で検討してるんですけれども、本当に後の管理を含めてそれがいちばんいいのかどうかということについては、一般的な事業者さんの試験ではちょっと判断しづらい部分は正直ございますし、冬場の利用も言ってみれば検討しなければならないとすれば、冬場の維持管理の実績はそんなにございませんので、そんなことも我々の維持管理上の問題としてきちっと課題を整理しておいて、使うんであれば安全に使っていただきたいという側面もかなりございますので、その辺のことを含めまして、10平方メートル程度の部材等に係る部分については、事業者さんの方で提供可能だという話もいただいておりますけれども、それ以外に、さきほど申し上げましたとおり、2.5メートルの約15メートル程度施工するといいたしますと、面積で40平方メートル前後ぐらいになろうかというふうに思います。その辺の部材とまくら木を入れ替えるその部材についてはコンクリート柱を予定しておりますので、そういったものの材料代、それから試験施工を終えた後の、これは業者さんの方に委託をお願いをする予定をしておりますけれども、試験結果をきちっと分析をしていただくということも、この委託のなかに入っております、その辺のことについてご理解をいただきたいというふうに思います。

○佐藤議長 2番。

○2番 小林議員 一つに250万円の積算根拠をまず聞きたいんですよ。それから2つ目にはまくら木をコンクリートにするとおっしゃいましたが、あなたはどんなイメージで木道プロムナードを作ろうとしているか、その辺の構想をちょっと聞きたいんですよ。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 ただいまのご質問ですけれども、今年の1月に基本設計の方をお示しさせていただいた時にも、図面も用意しまして、ちょっとお話をさせていただいた経過もございます。完成面で見ますと、現在のまくら木部分は全く見えません。これは木道の現在予定している再生木材と言える部分は現在の鉄路の一番上の面になります。これがフラットになる状況が一応完成の予定ということでイメージしております。それで、この再生木材を敷設するに当たりまして、言ってみれば、これを支える部分というのがちょうど高さ的には現在のまくら木から、言ってみれば、線路の一番上の部分ですから、線路の高さ位、これが桁をはくような状態で、その上にこの再生木材を施工する予定でございます。

そんなことで、本来そのまま見せるとすれば、いろいろ見せ方についてはまくら木を活用した、そのままの状況で見せるというような状況もあるんですけれども、施工面が施行後において、波を打つとか、そういうことが想定されますので、そういった事を含めて、まずはこの線路部分をきちっと

固定するための方策として、現在のまくら木をコンクリート柱に変えて、その部分をしっかりした施工をしたいと、こんなようなことで検討してございます。

それから、積算基礎なんですけれども、申し訳ございません、現在手元に持っておりませんけれども、先程申し上げましたとおり、これは設計事業者の方に一応施工の試験をお願いしたいというふうに考えてございまして、その中で全体のバランスで行きますと3割程度はそのための結果なんかも求めますので、そういったような経費になりますし、残りの部分は実際に、15メートルとすれば、それに対応する部分のまくら木の本数の入れ替え作業代ですとか、コンクリート柱代ですとか、そのの上に乗っかる再生木材の原材料代というようなことで積算をいたしております。

○佐藤議長 2番。

○2番 小林議員 まくら木をコンクリートにすればほとんどレールとまくら木はフラットになりますよね。凹凸になるんですか。まくら木があって、レールがあってということで、今は砂利が入ってますから、ほとんどフラットですよ、極端に言えば。コンクリートをやった時にもフラットになるんですか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 現在の鉄道の状況なんですけれども、線路は決して水平にずっと300メートル残しているものがまっすぐ水平には実際にはなっておりません。ということは、路面に合わせて、周りの言ってみればGLに合わせた形の中で敷設をされております。言ってみれば、水平から見た場合には、湾曲上、上手に向かって上がっている状況になっております。それで現状でも線路と線路の平行線はきちっと保たれております、直線ですので。ですから、もし現状のままの高さを維持した木道プロムナードを作るとすれば、単純に入れ替え作業だけということになるだろうというふうに思います。また、300メートルを端から端まで本当に真っすぐな直線として、もし施工しようとするば、これは周りの高さとの調整も必要になってくるんですけれども、その辺のところも検討しなければならぬというふうに考えてございます。

○佐藤議長 2番。

○2番 小林議員 勾配は確かに上りに向いていれば多少何パーセントか勾配はあると思いますよ。実際には砂利だから凹凸はあるかもしれないけれども、コンクリートにすることは凹凸にならないと思うんですよ。水平にパーセントだけ登っていけば、おそらくフラットにほとんど近いんでないかと思うんですよ。そうすると、上にかける廃材のやつは僕は無駄なような気がするんですけどね、それだったらカラマツでもトドマツでも防腐して、地元の材を線路と線路の間に被せるというのが普通でないでしょうか。廃材の250万円の意味というのはまったくないんでないかという気がするんですけれども、その辺はどうですか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 コンクリート柱に入れ替えるというそのイメージなんですけれども、これは現在のまくら木が、やはりかなり劣化をしてきているということがありまして、まず基本的にこのままの状況では使えないという状況があるということでございます。単純に特別さきほど言いましたように曲線をどうするとか、フラットにするかということに関してはこれからの課題になってきますけれども、イメージとしては今あるまくら木をそのままコンクリート柱に入れ替えると言うことがまず

ひとつであります。ですから、まくら木とまくら木の間は現在も石がありますが、これはそのままです。そのままということになります。現在と同じ状況で同じ本数を入れ替えするということでもあります。それから、この木道部分については先程申し上げましたとおり、線路の部分の高さというものがありますので、そこに施工のためのかさ上げの部材を入れまして、これは全部に入れるんでなくて、要所要所影からのボルトじめ等があるようでございますが、そういったことを含めて必要な部分、桁を入れていきながら、最終的には鉄路の一番上の部分の面と木道の施工する部分をフラットにして、凹凸にならない部分を歩いていただくというイメージでございます。

それから、まくら木を木に入れ替えてもいいんじゃないかというご質問だったのでしょうか、これに関しましては、そういったことで鉄路の下に入れてしまうということになりますので、もし、また通常木の場合は１０年前後というような寿命というふうに言われていると思いますけれども、その際、また線路を持ち上げて施工しなければならない、取り替えなければならないということが今後において出てきますので、そういった部分でコンクリート柱を使うことで長い間そのままの状況で管理ができる。それから、使おうとしている再生木材につきましても、これは経験値上の耐久年数になりますけれども、これまで施工したもので２０年程度経過しているものも一切手をかけずにそのままの状況できている、多少汚れなんかも付着しますけれども、この材料自体の例えば劣化などはほとんど見られないという状況がございまして、メーカー側の発表の中では３０年程度はこのまま、いちど敷設をすると手をかけなくてもいいという状況のようなこともございますので、それら含めた維持管理面のことを重要視いたしまして、まくら木の部分については木からコンクリート柱に入れ替えした上で施工したいと、このような考え方をしております。

○佐藤議長 ２番。

○２番 小林議員 まくら木の話はわかりました。ですけれども、もう一つはなぜ行政がこの試験をしなきゃならないかということで一つ疑問を持つんですよ。やっぱり使うんであればメーカー側がきちっと試験をして、そして本来的にこれは大丈夫ですよというのが使用する側の立場でないかと思うんですよ。やっぱりこの２５０万円は、仮にやったらメーカーの片棒を担ぐんでないかと思うんですよ、僕は。その試験によってメーカーは他に売り込みをやればすごくいい結果になると思うんですよ。我々はなぜこれをやらなければならないかという理由がいまいちわからないんですよ。行政がやらなければならない理由が。それによってまた質問したいと思いますけれども。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 先程もちょっとご質問がありまして、お話をいたしましたけれども、一般的な業者さん側で実施をする部分のお話もいただいております、先程も申し上げましたとおり、この再生木材を使用する面積で申し上げますと、１０平方メートル程度の簡単な施工費については除いた上で、今回予定をしております面積から除いた上で積算をさせていただきました。ですから、その範囲内で業者さんの方にさせていただくということは可能であります。ただ、あまりにも面積的には実際に冬場の試験をするのでは規模が小さすぎるという判断をいたしましたものですから、我々側の方で試験をしたいという考え方がありましたし、特に冬場に歩く場合には除雪機あるいは手作業になるのかも知れないですけれども、そういった除雪の際の注意しなければならない問題ですとか、先程、やはり置戸で使う場合の、置戸の気象条件というのはちょっと違うものがあるんだろうとこちらが判断した

ものですから、そういった意味で試験をした上で、安全管理に努めたいという思いもございました。

それからもう一つは、一定程度の施工をすることで町の皆さんにイメージを持っていただきたいと。色見なんかもございます。やはり歩いてもらった上で、実際の感想などもあるんでないかという考えのもとに行政サイドの方で試験費の方をお願いした次第でございます。

○佐藤議長 2番。

○2番 小林議員 どうも説明が納得いかないんですがね、もうちょっと副町長でもいいですけども、なぜこの部材を使うにあたって我々行政はそれをやらなければならないかと。これは議会として非常に認めがたいと思うんですよ。使うのであれば、業者が試験の結果置戸の寒冷地に合うようなものですよというようなものを使うのであればいいですけども、それを置戸がやらなきゃならないという理由はどうも乏しいんでないかと思うんですよ。普通はそういうことをしませんよね、役場は。使うのは、業者がこれでいいですよと、どうぞ使ってくださいというのが普通のものでない。考え方としては、それでなければですね、これをどうしても使わなきゃならない理由もわからないです。であれば、置戸にたくさん木材がありますから、3年にいっぺんでも、5年にいっぺんでも、何回でも取り替えたらいいですよ。その方が地産地消になるんじゃないですか。

○佐藤議長 副町長。

○和田副町長 小林議員さんからもご指名をいただいたので、ちょっと立たせていただきます。詳細については町づくり企画課長からお話申し上げましたとおり、試験施工と言いましょうか、実験をする部分には大きな面積が必要だというふうなことで、こういうふうに載せさせていただいたということは、ご理解をいただきたいというふうに思います。それと、木材との関係も出ておりましたけれども、この木道プロムナードの基本設計その他ですね、みなさんとのお話の中でも木材の利用、地元材の利用、そんなことも話題ではたくさん出てきたというふうに思っています。その中ではどうしても365日、いわゆる太陽の下、また雨の下、雪の下という自然の中に晒されているという、非常に今まで他の所でも何度か使っていた経過も見ますと、耐久度その他ではかなりの疑問があるというふうな中で、それに代わるようなものとか、総合判定をした中ではこの再生木材というのが有効な一つでないかということで、候補に上がったというのは基本設計をやる中で出てきたことについては議員もご承知のこととっております。そんなことを総合的に判断した中で、やはり再生木材、今回試験をしながら最終選定をしていきたいというのが有効であろうという判断をしたつもりでもございます。

そのようなことで、メーカー側がやる試験施工をしながら、私どもに情報提供をしていただく、そういう範疇の大きさを少し超えた中で試験をして、そのデータをもとにして最終決定をしなきゃならないというようなこともありますので、その辺のことは先程来町づくり企画課長も何度かお話をしておりますとおりでございます。その繰り返しになりますが、そんなこともご了解をいただきたいと思っております。

○佐藤議長 2番。

○2番 小林議員 今副町長が言ったように、耐久性に疑問があるというものを使うこと自体がおかしいんじゃないかと思うんですよ。そういう疑問があるんなら使わない方がいいんじゃないですか。なぜそれを行政側が試験的にやらなきゃならないか、もうちょっとその理由を聞かせてほしいんですよ。普通はさっき言ったように、メーカー側がちゃんとしたものができましたと。寒冷地置戸に合うもの

ですよと言うのが普通使う側でないですか。それを250万円もかけて、さっぱり回答がないというのは、おかしいと思うんですよ。耐久性に疑問を持つというものを言ったら、これは使えないですよ、はっきり言って。そうでないですか。そしてまだ300平方メートルのものを使うんですよ。これは本来ね、業者でやるべきですよ。そして置戸のためになるんですよ。それなら木材を使って3年に一度取替えてもいいですよ、はっきり言って。これ、おそらく何千万円もする部材だと思うんですよ。はっきり言ってわからないですけども。その積算根拠を出してください、250万円。

○佐藤議長 副町長。

○和田副町長 積算根拠はちょっと別にしまして、耐久性に問題というのは再生木材が耐久性に問題があるということを私は言っているつもりはありません。その辺はご理解をください。

○佐藤議長 町長。

○井上町長 今ですね、250万円の根拠を聞きますから、ちょっと待ってください。率直に言って、置戸の木材で、製材でやりたいのがいちばん最初にあったことです。だけど、これには一定程度の塗装と言いましょうか、そういうことをやらないと敷設したときには木材の本来の色合いがあって、とっても綺麗でいいなと。だけど、年を追うごとに限りなく変色して行くので、ちょっと塗装を考えたらいんじゃないかということで、これも札幌の業者だったと思いますが、塗装もやりました。やったんですけどね、この塗装ではどうもうまくいかなかったというか、試験をちょっとやったんですけども、うまくいかなかったですね。境野の流通連のところでやりました。結果はもう一つ芳しくなかったんですが、そこのバス停の役場前のベンチがあります。ここの塗装が多分そうだったと思います。ですから、後で見ていただきたいんですが、どうもあまりもう一つ納得のいく素材でなかったと言った方がいいんだと思います。

議員の方からせつかくこの町に木材というのが豊富にあるんだからと、おっしゃるとおりです。そのことを第一義的に考えたというのは間違いはありません。ただ、なかなかこの木材も先程申し上げたように、年を追うごとにやはり大きく変色していくという心配があります。そのことがどうしても頭から離れないものですから、それに代わるものがないかということでいろいろ探しました。

先程、企画課長の方から説明があったように、札幌を中心にしているんな公園でベンチや何かに使われているということも、ベンチというよりもテーブルかな、使われているということも事実です。そこはうまくいってます。ただ、その上を日常的に歩いていないと言った方がいいんでしょうかね、そういう使われ方を、要するにしている実例が少ないものですから、どうだろうかというふうに、私どもとしても、素材としてはいいと思うんだけど、もう一つ確信が持てないというか、そういうことでちょっと試験をやろうじゃないかというふうになってたわけです。

もちろん、議員はなんとか木材で考えたらいいんじゃないかという思いは私も基本的にはそのことについて何ら否定するものはありませんけれども、今申し上げたようにやはり木材では十分でないという、いわゆる耐用年数として少しでも長く持たせたいという思いがあるものですから、それに代わる部材としていろんなものが候補には上がったんですけども、その中でこの再生木材と言いましょうか、最終的に候補材として残ったということであります。そのことを業者の人がというふうに言われますけれども、今算出根拠、内容を示しますから、まああんまり言わない方がいいと思うんですけども、大量に作っているような、まだそういうものではないようですので、業者サイドできちっと

試験を置戸の厳寒地の中でやって、そしてきちっとしたデータを示して、そして置戸に売り込むのが業者でないかと。基本はそのとおりだと思います。そのとおりだと思うんですが、私どもとしてはこれを使ってみたいと、使ってみたいという思いがそこにあるから、どうしても業者との、皆さん方が言われることとうまく一致しないということだと思います。

今250万円の根拠について担当の方から説明させます。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 250万円の積算根拠ということで説明を申し上げたいというふうに思います。先程もお話しましたとおり、一応2.5メートル幅の15メートルを想定してございます。面積で言いますと37平方メートルくらいになると思うんですけれども、先程もお話しましたとおり、メーカー側の方の提供支援を除きまして、まず資材代としては115万円ほど見ております。それから、これに係る施工費といたしまして約55万円ほど見てございます。それから、その他ですけれども、先程ちょっと申し上げました、この試験に伴いまして、例えば凍結の影響ですとか、そういったものを含めてきちっとした調査結果という形になろうかと思っておりますけれども、そういう報告書もいただくということで経費残りということになります。ちょっと細かい部分がたくさんあるんですが、大雑把にいうと、そんなような感じになります。

○佐藤議長 積算根拠説明がありましたけれども。

2番。

○2番 小林議員 まだ納得はしてませんけれども、今250万円の資材が115万円というような話ですか。これは本来ですね、さっきも言ったように、業者に持たせたらどうですか、資材分は。あと施工だとか調査の報告書だとかって言ってましたけれども、まあ半分くらいは業者だて出す義務があるのかなという感じがしたもんですから、その辺はどうなんですか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 正式な発注依頼をしてございませんので、ここでもうするというお話はちょっとできませんけれども、先程お話ししましたとおり、メーカー側としても一部部材、それから施工についても一部提供するという、通常の分としてですね。一般的に行われている分として支援をするということもお話いただいておりますので、特に製品が指定をして実験をするというふうになれば、メーカー側とのお話もできるだろうというふうに思いますので、ただいまいただきました意見については、発注の際に十分協議した上で進めたいと、このように思いますので、ご理解の程をお願いしたいと思います。

○佐藤議長

2番。

○2番 小林議員 わかりました。最後に、今言ったように、最小の経費でやっていただくということで終わりたいと思います。

○佐藤議長 7番。

○7番 竹内議員 課長ね、今答弁の中で、冬場もこの道路を使う、使用したいと言っていましたよね。そしたら、片方になんですか、情報センターありますね。歩道もありますね。それから、ここも使って、また昔の川名さんの前、あっちの方にも歩道がある。3本を活かすということですか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 ただいまご質問のありました冬期間の利用についてでありますけれども、基本設計を行った際に、実は町民の方のご意見として冬場も利用できるんでしょうねという、ちょっとご意見をいただいた経過もございます。今はお話がございましたとおり、裏側には情報センター通りがありますし、歩道も付いてございます。

今回の工事の中では、今は情報センター側にしか歩道が整備されておられませんけれども、今回の整備では、反対側、プロムナードの実施側の方にも一応歩道を整備したいという予定もございますので、そんなことを考慮いたしまして、いちばん利用として冬場ですね、おそろくした方がいいだろうと考えていますのは、情報センター通り線に鉄路と垂直に、ちょうど玄関付近に向けて、こちら側で言いますと、山本さん宅付近のちょうど曲りのところ。現在でも実際には利用されている方が多数おまして、ここにまっすぐこの素材を使った、言ってみれば道をクロスにつける予定をしております、最低でもこの部分については、使用したいなというふうに思っております。ですから、今お話がありました、情報センター通り線と並行になる木道プロムナードの鉄路の部分については、調査結果を受けて、維持管理のこともございますし、先程も言いましたとおり、敷材をこの上に乗付けて除雪をすることは可能なかどうかということもいろいろあるものですから、それらの結果を踏まえた上で、言ってみれば狭い地域に平行に3本といった方がいいだろうというふうに思いますけれども、道は必要ないんでないかということになれば、そんなようなことも検討する必要があるだろうというふうに思いますけれども、ただ基本的には夏場はそういう状況になりますから、一般の道路とはちょっと違う目的でこの木道プロムナードを整備するということについても、ご理解いただきたいなというふうに思っております。

○佐藤議長 7番。

○7番 竹内議員 町民からそういう声もあったと、冬も使わせてほしいというような。だけど、昔の旧裏通り、川名さん宅のあそこにも歩道ありますよね。あれは冬は使ってないんですか。そうしたらあの辺の人はみんな歩道でなくて、車道を歩いていると。雪そのまま積みっぱなしなんじゃないかな。なんだい家田さんて言うのかい、何て言うのかな、あっちの方ずっとついているはずなんですけどね。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 旧川名さんの前のところの道路については、旧線路側にだったと思いますが、現状でも歩道はずっとついております。先程お話ししたのは、情報センター通り線の前のと言ったらいいんでしょうか、前の道路が現状で片側ついております。

今回整備にあたりまして、あの部分につきましては、主に緑地と駐車場の整備という形で基本設計の中でお示しをしておりますが、そういった整備状況を踏まえまして、道路との入り口部分なんかの整備が必要だということで、歩道の方は安全上設置をしたいというような基本設計をとりあえずしたところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 小林さんはできるだけ金額を安く、試験的なものに関しては安いようにということ

で納得したようですが、僕はちょっとまだ納得できません。250万円のうち、資材費は150万円という説明でしたけれども、これは置戸町が業者さんがやる試験的な最初に申し出てきたものの他にプラスアルファ、置戸町としてももう少し広い面積でやっていただきたいということでの150万円ですか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 先程もお話申し上げましたが、予定の面積より10平方メートル程度は業者さんの方の支援をいただけるということで、除いた部材代ということになってございます。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員 あと、この80万円ですよね、調査費ということになるのか、その強度計算になるのか、ちょっと中身わかりませんが、これは業者が持ってもいいんじゃないですか。この部分は、置戸町が持つ必要があるのかなと思うんですが、いかがですか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 施工費のことのお話は先程来お話をさせていただいておりますけれども、置戸町における調査目的というものははっきりさせた上で、その内容について分析を、当然先程お話をしましたとおり、冬場の間の実際に利用していただいた上での町民の声なんかも含めまして、きちっとその辺の分析をした上で報告書をいただきたいということで、直接メーカーの方をお願いをする事業でございまして、基本的には設計業者さんの方に、これは基本設計をした経過もございまして、現時点ではきちっと申し上げられませんが、引き続きお願いをしたいというふうに思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 時系列にと言いますかね、先程町長に木道プロムナードのことについて一般質問しましたけれども、その構想図ができて、町長が言われたように、基本的には本物の木でやりたいと。けれども、耐久性を考えたらやっぱり木材ではなかなか難しい面があると、コストのことを考えてみても。出来る限り木材に見えるような変わる部材はないかと言うことで、当時施設課長が探してきたものが今回出てきたものだと思うんですよね。それが例えば実績がないから、この置戸町のような寒冷地での実績あるいは下に敷いた場合の仕様の実績がないからその試験をやるというのは、やはり置戸町側が例えば面積をもう少し広い範囲でメーカーさんが言うよりも広い範囲でその実験をしてみたいということであったとしても、その資材代分ぐらいはメーカーが持つべきかなというふうに思いますし、また、委託料の調査費というのは、やはりこれはこの寒冷地で使用できる部材なのか、素材なのかというものを判断するということでいけば、置戸町側が持つものでなくて、メーカー側が自分のところの資材のために強度計算なり仕様の耐用の計算なりというものをすることで委託費というものはメーカーが見るべきと思うのですが、いかがでしょうか。単純に置戸のためだけの、置戸サイドがこれを使うために、その設計業者さんに使っても平気なものかどうかを調査して下さいよということではないんだと思うんですよ。どうでしょうか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 この部材の耐久性やそういう問題については、すでにメーカーさんの方で一

定程度の評価が出ていますし、施工の現状についてもお話をいただいておりますので、通常使う部分には先程来お話を申し上げておりますように実績がありますから、問題ないのかなというふうに思われます。ただ、管理上に冬場の管理のことですか、重複いたしますけれども、それから鉄道用地に敷設するという、ちょっと特殊なケースだということも少しご理解をいただきたいなというふうに思っています。路盤がどの程度きちとしたものなのかというのは、これは車が走る上での安全性は保たれていたのかというふうに思うんですけれども、この調査施行によりまして、例えば上の面がどうも冬場を越せないとか、そういうことよりも、むしろ管理上の問題と基礎部分にコンクリート柱を入れ替えることで、冬場の凍上ですとか、そういった問題があまりに短い区間の試験ですと、ちょっとデータが得られないことなんかがございまして、15メートル程度の試験施工をすれば、実際その辺のことは、もし大丈夫であれば安心して、この工法も含めてお願いをしていけるのかなという、そんな思いもございまして、ちょっと通常の一般的な試験内容とは違うだろうという判断をいたしまして、この調査結果についても、この委託料の中に積算をさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員 これで例えば万が一試験施工をしましたと、やはりこの部材は置戸町には適さない部材だなという結論が出た場合には課長、どうされるんですか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 試験結果の結論といたしまして、もしそういう状況になった場合には、改めて使用する部材については再検討をする必要があるだろうというふうに思っております。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員 再検討する余地というのは、他にも部材があるということなんですか。例えばこの部材がベストなのか。例えば何種類かあったうちで、現時点でこれがベストと考えるということなのか、もしかこれしかないということなのか、そのあたりいかがですか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 使用する材料につきましては、いろいろな種類があると思います。これは木材を使うという部分もそうですし、同じ木材でも材質が違えば強度も違ってまいります。いろんなことがあるだろうというふうに思います。ただ、先程来お話し申し上げましたとおり、最終的に耐久性のことを含めて、この素材は現在私たちが調べた中でいちばん適しているだろうという判断をとりあえずさせていただいております。

ただ、この部材、皆様にもご覧いただいたと思うんですけれども、何種類かあります。同じ材料を使って。これは成形の仕方の問題なんですけれども、例えば中を空洞にしたもの、それから中を全く全部詰めて隙間をなくした通常の木材と同じようなもの、何種類かございまして、そういったようなことで冬場の耐久性が万が一あまりにも寒い状況の中で使用した場合は、例えば先程お話ししたとおり、木材の場合よりもプラスチック製が強いということで、特に冬場の衝撃には少し弱いのかなという感じもしないわけではございませんので、そういった部材選び、同じ材質を使った中で部材選びも含めて、その辺の検討は必要だというふうに考えてございます。したがって、この製品の全部の種類が駄目なことには多分ならないだろうと思います。使う部材の種類について何

種類が今ある物を試験的にやってみたいというふうに考えてございます。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員 じゃあ、この試験施工というのが何種類かの部材を敷き詰めて試験をするということとよろしいですか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 はい、ただいま申し上げましたとおり、成形の仕方が違う何種類か用意できる物を用意していただきまして、その中で実験をしてみたいと、このように思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

5番。

○5番 細川議員 今のやりとりをお聞きしてまして、先程小林議員の方がかなり強い口調で、それは業者がやるべきことではないかということと、ずいぶんやりとりを聞いていましたけれども、結果的に、やはりその業者がこれを勧めたわけではなくて、置戸でどうしてもこれを使いたいんだと。だけど、冬場はどうも心配だから、一冬一回こっちの方で試験をしたいのだと、そういうことの理解でよろしいですかね。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 ただいま細川議員の方からお話ありましたとおりの理解をしていただければありがたいというふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページに進みます。

8ページ、9ページ。5款労働費、1項労働諸費。6款農林水産業費、1項農業費、2項林業費。

8款土木費、1項土木管理費。続いて10ページ、11ページ。9款消防費。10款教育費、4項社会教育費。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 6款農林水産業費の6目農地費の農地事務に要する経費の需用費の中ですけれども、事務の流れが理解できないんですけれど、農地中間管理機構というのは、今年4月から発足して、北海道は北海道農業公社に管理機構の事務を委託というか、そういう形になったというふうに理解していますけれども、具体的にこの事務手続きの流れの中で、農業委員会は農業者からの農地の斡旋と言いますか、貸したり売ったりという、そういうことを今度、北海道農業公社に手続きとして委託して、その手続きの委託のための費用として、この消耗品費18万6,000円かかるという、そういう意味合いなんでしょうか。それで、歳入で受けますよね。同額なんだけど雑入で事業の委託金として。この委託金というのはどこから入るのですか。これは中間管理機構の受け手が農業公社なんですけれども、具体的に支出する先と受ける側の具体的な窓口というか、それをちょっと教えてください。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 まず初めに歳入について説明させていただきますが、今回の農地中間管理機構制度、北海道においては北海道農業公社が北海道から指定を受けて、北海道農業公社から町に18万6,

０００円が入るということで、今回は道補助金、道支出金でなく、１９款諸収入、雑入として歳入で受けることとなりました。

それで、今佐藤議員の方からは農地中間管理機構の流れということですが、これは法律的には本年３月１日の施行ということになっていますが、まとまったというのが、正式にまとまっているのが本当に３月から農水省が来て説明会等やっていますが、北海道が農業公社に指定したのも５月、そして細かい事務の委託要領についても、６月段階で案がまとまったという段階ではありますが、流れとしては、農用地の出し手と借り手の間に農地中間管理機構、農地集積バンクという形で入ります。そして、この農地中間管理機構制度を実施していくには、北海道農業公社、本部の他に各北見の支社にもこの農地管理機構部門の職員を配置しておりますが、各市町村の役割、農業委員会の役割、それから各農業協同組合の役割といったような形で、関係団体が協力しながら、支援しながらやっていくということであります。当然、農業委員会としては、今回の固定払いの中で農地賃借料情報の提供だとか、そのほか農業者の情報なんかも含めてなんですが、してまいります。そして行政としての役割としては、農地中間管理機構の相談等の窓口、それからこの農地の中間管理機構制度を有効に活用するための農用地の出し手の掘り起こし等を含めての業務が出てきます。

また、農協においては実際に賃借契約、中間管理権の設定等を行った場合の賃借料の授受については、農業協同組合が受け持つと。これ農業公社だけではできないという形で、農協もその役割を担ってまいるということになっていきます。私の説明もまづかったんですが、今回は固定払い部分と言うことで１８万６、０００円の補正をさせていただきました。この固定払い部分というのは相談等の窓口業務と農地の出し手の掘り起こしということで、これについては２０１０年の農林漁業センサスの販売農家戸数、それから耕地面積、これを全道と置戸町の面積で割り返して固定払いとして出された金額でございます。

そして、この後我々の市町村の役割、市町村の農業委員会含めてであります。実績払いの部分の役割としては、借り受け予定農地の位置等の確認であります。農地中間管理権設定、農用地の現地調査、それから置戸町で作ってます、人・農地プラン等の情報提供、図面等の情報提供、それから農用地等の利用実績状況の報告、取りまとめ。それから、市町村としては、農用地利用配分計画案の作成といったものが実績分として市町村農業委員会で協力していかないとならない部分であります。これらにつきましては、実績に応じてこの後補正予算を計上してまいりたいと考えています。

○佐藤議長　９番。

○９番　佐藤議員　すいません。確認なんですけど、支出先がどこかということをお願いしたんですね、需用費の。その支出先というのは北海道農業公社に固定払いとして支出をするということなんですか。そうではないんですね。これは需用費で１８万６、０００円支出を設けましたよね。この支出をどこに支払うのかということを私は聞いたんです。収入は農業公社から受けるということで、それは理解してありますが、支出先はどこかということをお願いしているんです。

○佐藤議長　産業振興課長。

○坂口産業振興課長　大変失礼いたしました。あの支出先はですね、この農地中間管理事業の事務経費としてですね、消耗品を購入して支出してまいるということです。

○佐藤議長　産業振興課長。

○坂口産業振興課長 すいません。農地中間管理事業の受けてる経費としてですね、事務経費として置戸町で支出してまいります。事務経費として置戸町が使用させていただきます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次に進みます。

4 ページ、5 ページ。2. 歳入。9 款地方交付税。13 款国庫支出金、2 項国庫補助金。14 款道支出金、2 項道補助金。17 款繰入金、2 項基金繰入金。19 款諸収入、2 項貸付金元利収入、4 項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第45号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 議案第45号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)。6 ページ、7 ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。2 款保険給付費、4 項出産育児諸費、5 項葬祭諸費。11 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次に進みます。4 ページ、5 ページ。

2. 歳入。7 款繰入金、1 項基金繰入金、2 項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第46号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 議案第46号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第1号)。4 ページ、5 ページ。下段の歳出から進めます。

3. 歳出。6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。5 款繰入金、2 項基金繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第47号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 議案第47号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第1号)。4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。2款下水道費、1項公共下水道事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。3款国庫支出金、1項社会資本整備総合交付金。4款繰入金、1項他会計繰入金。7款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ本議案にお戻り下さい。

第2条 地方債の補正は議案の2ページ。第2表 地方債補正をお開き願います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第48号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について〉

○佐藤議長 議案第48号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認めます。

全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、ここでしばらく休憩をします。

意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。開会時間は後程連絡いたします。

休憩 15時52分

再開 15時54分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第43号から議案第48号までの6件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで質疑を終わります。

これから議案第43号 置戸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例から議案第48号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更についてまでの6件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで議案第43号から議案第48号までの6件について討論を終わります。

これから議案第43号 置戸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第43号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第43号 置戸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に議案第44号 平成26年度置戸町一般会計補正予算(第4号)から議案第47号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)までの4件を一括して採決します。

議案第44号から議案第47号までの4件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第44号 平成26年度置戸町一般会計補正予算(第4号)から議案第47号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)までの4件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に議案第48号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更についてを採決します。

議案第48号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第48号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町

村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが申し上げます。本日の会議時間は議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

よって本日の会議時間は延長することに決定しました。

それでは引き続き会議を続けます。

◎日程第9 決議案第2号 事務検査に関する決議

○佐藤議長 日程第9 決議案第2号 事務検査に関する決議を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

9番、佐藤勇治議員。

○9番 佐藤議員〔登壇〕 ただいま議題となりました決議案第2号 事務検査に関する決議について趣旨の説明を申し上げます。

本案は9月16日の本会議において、決算審査特別委員会に閉会中の継続審査として付託された、平成25年度置戸町一般会計・各特別会計歳入歳出決算の認定について、委員会における審査に万全を期するため、地方自治法第98条第1項の規定により、関係書類の提出を求め事務検査を行うことができるよう提案したものであります。

議決の内容ですが、

1. 検査事項は、平成25年度置戸町一般会計・各特別会計歳入歳出決算に関する事項

2. 検査方法

(1) 関係書類及び財産に関する書類等の提出を求める。

(2) 検査は、決算審査特別委員会に付託して行う。

3. 検査権限

本会議は、1に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を決算審査特別委員会に委任する。

4. 調査期限

決算審査特別委員会は、1に掲げる検査が終了するまで閉会中もなお検査を行うことができる。

以上の内容による決議であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、趣旨の説明を終わります。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、決議案第2号 事務検査に関する決議を採決します。

決議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、決議案第2号 事務検査に関する決議は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 意見書案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書から

◎日程第21 意見書案第15号 「高校・大学教育の無償化」の前進を求める要望意見書

————— 12件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第10 意見書案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書から日程第21 意見書案第15号 「高校・大学教育の無償化」の前進を求める要望意見書までの12件を議題とします。

お諮りします。

意見書案第4号から意見書案第15号までの12件については、置戸町議会会議規則第38条第2項の規定により、趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号から意見書案第15号までの12件については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、意見書案第4号から意見書案第15号までの12件について、一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、意見書案第4号から意見書案第15号までの12件について、一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書から意見書案第15号 「高校・大学教育の無償化」の前進を求める要望意見書までの12件を一括採決します。

お諮りします。

意見書案第４号から意見書案第１５号までの１２件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第４号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書から意見書案第１５号 「高校・大学教育の無償化」の前進を求める要望意見書までの１２件については、原案のとおり可決されました。

◎日程第２２ 議員の派遣について

○佐藤議長 日程第２２ 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、置戸町議会会議規則第１２４条の規定により、お手元に配布の議案のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布の議案のとおり議員の派遣することに決定しました。

◎閉会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、置戸町議会会議規則第６条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○佐藤議長 これで本日の会議を閉じます。

平成２６年第７回置戸町議定会例会を閉会します。

閉会 １６時０５分